

# 建設業許可の手引き

令和7年7月改定版

宮城県土木部

## はじめに

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類に不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなくてはならないことがあります（登録免許税を除き、手数料は返却できません。）。

申請手続の代理については、法律で行政書士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません。（代理人の方が提出する際は、必ず委任状の添付をお願いします。）

手続きは、建設業法、その他関係法令及び「建設業許可事務ガイドライン」に則り進められております。また、事業管理課ホームページに掲載されている、「建設業許可Q&A」も併せて御参照ください。

なお、この手引きに記載のない書類の提出を求められることがありますので、御了承ください。

### ◎お願い

土木事務所から返還された申請書（届出書）の控えは、今後の許可申請等で必要になる場合がありますので、確認書類を含めて大切に保管してください。

### ◎必ず確認してください！

許可申請書や添付資料に虚偽の記載をする等、「不正の手段」により建設業許可を受けたり、変更の届出を行ったりした場合は、**許可の取消しなどの監督処分**（建設業法第29条）や、**懲役又は罰金の罰則**（建設業法第50条）の対象となりますので、注意してください。

## 第一編 建設業許可について

1	建設業の許可と種類	1
(1)	建設業とは	1
(2)	許可を必要とする者	1
(3)	建設工事と建設業の種類	1
	〔補足〕建設工事区分の考え方	6
(4)	附帯工事	13
2	許可の種類	14
(1)	知事許可と大臣許可	14
(2)	許可の区分（一般建設業と特定建設業）	14
3	許可の有効期間	15
4	許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
(1)	経營業務の管理体制	15
(2)	営業所技術者等	18
(3)	誠実性	20
(4)	財産的基礎等	21
(5)	欠格要件等	22

## 第二編 許可申請について

1	許可の申請手続	23
(1)	宮城県知事許可の申請手続	23
(2)	国土交通大臣許可の申請手続	26
2	許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	27
	建設業許可申請書類等一覧	27
	複数業種にわたる実務経験	29
	申請書類記載例	30
(1)	建設業許可申請書〔表紙〕	30
(2)	建設業許可申請書〔様式第一号〕	31
(3)	役員等の一覧表〔別紙一〕	34
(4)	営業所一覧表（新規許可等）〔別紙二（1）〕	35
(5)	営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕	36
(6)	営業所技術者等一覧表〔別紙四〕	38
(7)	工事経歴書〔様式第二号〕	40
(8)	直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50
(9)	使用人数〔様式第四号〕	52
(10)	誓約書〔様式第六号〕	53
(11)	常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54
(12)	常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55

◎適正な経営体制（規則第7条1号イ該当の場合）の確認資料	56
(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58
(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕	62
(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕	63
◎適正な経営体制（規則第7条1号ロ該当の場合）の確認資料	64
(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66
(17) 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	68
◎営業所技術者等の確認資料	69
◎技術者の資格（指定学科）表	70
◎営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	71
◎有資格コード一覧	72
(18) 実務経験証明書〔様式第九号〕	78
(19) 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕	79
(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80
(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81
〔参考 登記されていないことの証明書〕	82
〔参考 身元（身分）証明書〕	83
(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84
(23) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕	85
(24) 財務諸表〔様式第十五号から様式第十九号〕	86
(25) 営業の沿革〔様式第二十号〕	107
(26) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕	108
(27) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の三〕	109

### 第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示	110
2 変更届の提出	111
(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕	116
(2) 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	120
(3) 届出書〔様式第二十二号の三〕	122
(4) 変更届出書（決算報告用）	124
3 廃業等の届出 廃業届〔様式第二十二号の四〕	125
4 訂正の届出	126
5 建設業許可証明書	127
6 建設業許可申請書の閲覧	128
7 建設業許可申請書類の写しの交付	128

## 第四編 建設業許可の認可申請について

1	建設業者の地位の承継について	129
	(1) 概要	129
	(2) 承継の要件	130
2	認可申請手続	132
	(1) 申請手続	132
	(2) 法人成りの場合の申請方法について	133
	(3) 承継の効果	133
	(4) 不認可について	134
3	認可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	135
	(1) 認可申請書類等一覧	135
4	認可申請書記載例	140
	(1) 建設業認可申請書（表紙）	140
	(2) 譲渡及び譲受認可申請書（様式第二十二の五）	141
	(3) 誓約書（様式第二十二の六）	145
	(4) 合併認可申請書（様式第二十二の七）	146
	(5) 分割認可申請書（様式第二十二の八）	150
	(6) 相続認可申請書（様式第二十二の十）	154

### [参考]

建設業許可申請等における行政書士の代理申請について	157
建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表	159
申請に関するお問い合わせ先	

# 第一編 建設業許可について

## 1 建設業の許可と種類

### (1) 建設業とは－法第2条－

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいい、(3)に掲げるとおり29業種に分かれています。

なお、ここでいう請負とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることをいいます。したがって、雇用、委任、建売住宅の売買などと基本的に異なる考え方をとっていますのでご注意ください。

### (2) 許可を必要とする者－法第3条－

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる軽微な工事を除いて、29種の建設業の種類(業種)ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

#### 許可を受けなくてもできる工事(軽微な工事)

建築一式工事で右のいずれかに該当するもの	(1) 1件の請負代金が1,500万円未満の工事(消費税を含んだ金額) (2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延面積が150㎡未満の工事 (主要構造部が木造で、延面積の1/2以上の居住の用に供すること。)
建築一式工事で以外の建設工事	1件の請負代金が500万円未満の工事(消費税を含んだ金額)

### (3) 建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含まず。以下同じ。)	トンネル工事、橋梁工事、ダム工事、護岸工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建物の新築工事、増改築工事、建物の総合的な改修工事等、一式工事として請負うもの。(建築確認を必要とするもの。)
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
管	管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸構造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

## 〔補足〕 建設工事区分の考え方

各業種間における類似した建設工事の区分については、下記の内容を参考としてください。

### 1 土木一式工事

- (1) 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (2) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

### 2 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

#### ※一式工事とは・・・

工作物の建設を一体的に請負い、総合的な企画、指導、調整を行う工事を指します。そのため、土木一式工事、建築一式工事に該当するのは原則として元請で請負う工事に限られます。

なお、土木一式工事、建築一式工事は必ずしも2以上の専門工事が組合わせであることが要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

### 3 左官工事

- (1) 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- (2) ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- (3) 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

### 4 とび・土工・コンクリート工事

- (1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であ

る。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- (2) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (3) 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (4) 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- (5) 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- (6) 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- (7) 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- (8) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- (9) トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

## 5 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

## 6 屋根工事

- (1) 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』でなく『屋根工事』に該当する。
- (2) 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- (3) 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

## 7 電気工事

- (1) 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- (2) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

## 8 管工事

- (1) 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (4) 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- (5) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が

『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (6) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分する。

## 9 タイル・れんが・ブロック工事

- (1) 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- (2) 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

## 10 鋼構造物工事

- (1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (2) ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

## 11 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス

圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

## 1.2 舗装工事

- (1) 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

## 1.3 板金工事

- (1) 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- (2) 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

## 1.4 塗装工事

「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

## 1.5 防水工事

- (1) 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

## 1.6 内装仕上工事

- (1) 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- (2) 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- (3) 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

## 1.7 機械器具設置工事

- (1) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』、等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- (2) 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。
- (3) 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- (4) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

## 18 電気通信工事

- (1) 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- (2) 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。  
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は『電気通信工事』に該当しない。
- (3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

## 19 造園工事

- (1) 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- (2) 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- (3) 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- (4) 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- (5) 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

## 20 水道施設工事

- (1) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。  
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の

区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

## 2.1 消防施設工事

- (1) 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (2) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

## 2.2 清掃施設工事

- (1) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

## 2.3 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

## <参考>

次のものは建設工事に含まれないので、注意してください。

- ・ 産業廃棄物等の収集、運搬業務
- ・ 樹木の剪定、除草、抜根、伐採
- ・ 道路維持管理業務委託
- ・ ビル清掃などの清掃業務
- ・ 自社施工
- ・ 船舶や航空機など、土地に定着しない動産の築造、設備機器取付
- ・ 工事現場で作業に従事する人員の供出（いわゆる人工出し、常備契約、応援）
- ・ 建設機械リース（オペレーターが付かない）
- ・ 除雪
- ・ 測量、設計、地質調査
- ・ 電気設備・消防施設・機械設備の保守点検業務
- ・ 消耗部品の交換

なお、判断に迷う場合には、各土木事務所総務班（建設業担当）又は事業管理課建設業振興・指導班にご相談ください。

### （４）附帯工事—法第４条—

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。（附帯工事自体が独立の使用目的に供されるものではありません。）

しかし、附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

## 2 許可の種類—法第3条—

### (1) 知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

#### イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

#### ロ 国土交通大臣許可

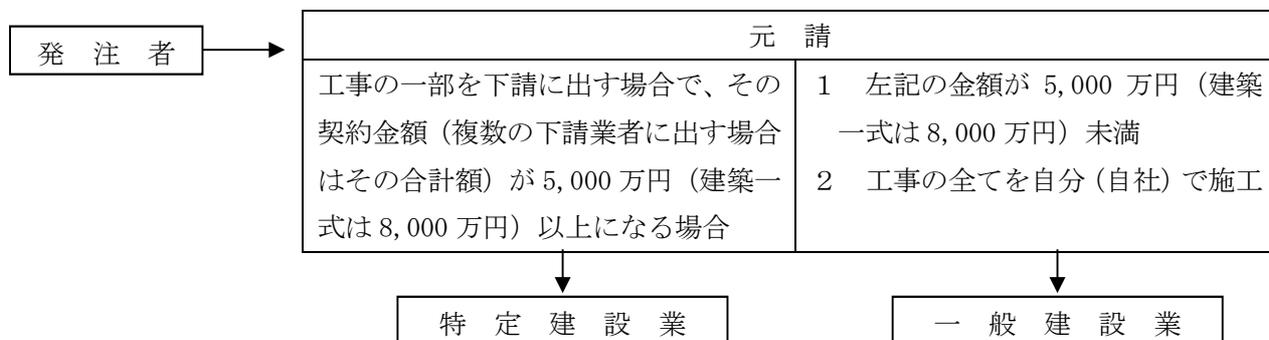
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

(注) 営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 営業所技術者等が常勤していること。

### (2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。また、特定建設業の許可を取得する場合、営業所には特定営業所技術者を置く必要があります（営業所技術者等については18pを参照）。

#### 【注8】〔指定建設業について〕

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の特定営業所技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

### 3 許可の有効期間—法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

### 4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）—法第7・8・15条—

許可を受けるためには、次の5つの項目の資格要件を備えていることが必要です。

- 1 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること。（法第7条第1号（一般建設業）、第15条第1号（特定建設業））

- (1) 経營業務の管理責任者（体制）として国土交通省令（建設業法施行規則（以下「規則」という。））で定める基準に適合する者であること。（規則第7条第1号【一般建設業・特定建設業共通】）

イ 経營業務の管理責任者

常勤役員等のうち1人が①～③のいずれかに該当する者であること。

「常勤役員等」とは

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの  
個人である場合にはその者又はその支配人

「役員」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。

- ① 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

「経營業務の管理責任者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者

- ② 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者

「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者

「経營業務を執行する権限の委任を受けた者」とは

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委任を受ける者として専任された者（例：執行役員）

- ③ 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

**「経営業務の管理責任者を補佐する業務」とは**

建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般

ロ 経営業務の管理責任体制

①及び②の要件**全て**に該当すること。

- ① 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること

**1** 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者

**「財務管理の業務経験」とは**

建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験

**「労務管理の業務経験」とは**

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続を行う部署におけるこれらの業務経験

**「業務運営の業務経験」とは**

会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

**2** 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

- ② ①の常勤役員等を直接に補佐する者が、それぞれ次の業務経験を5年以上有する者であること。(ただし、許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする「建設業を営む者」にあつては当該「建設業を営む者」における建設業の業務経験に限る。)

**1** 財務管理の業務経験

**2** 労務管理の業務経験

**3** 業務運営の業務経験

※ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができる。

- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの

【経営常務の管理責任者（体制）の基準一覧】

経験期間の地位	建設業に関する経営業務の管理責任者	建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位		建設業に関する役員又は役員等に次ぐ職制上の地位	役員等（建設業以外の職種を含む）
経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験	経営業務を執行する権限の委任を受けた者として経営業務を管理した経験	経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの経験に限る）	
経験年数	5年以上		6年以上	5年以上 （建設業に関する役員等の経験2年以上含む）	
常勤役員等を直接補佐する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営についてそれぞれ業務経験5年以上の者 （1人の者が複数の経験を兼ねることが可能）	
根拠法令（規則）	第7条第1号イ（1）	第7条第1号イ（2）	第7条第1号イ（3）	第7条第1号ロ（1）	第7条第1号ロ（2）

（2）社会保険加入事業所として、次のいずれにも該当する者であること。（規則第7条第2号）【一般建設業・特定建設業共通】

- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

2 営業所ごとに営業所技術者等を置いていること。(法第7条第2号(一般建設業)、法第15条第2号(特定建設業))

「営業所技術者等」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいう。

2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「営業所技術者等」を兼ねることができる。

営業所技術者等は、建設業の他社の技術者、管理建築士及び宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできない。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができる。

許可を受けることができる建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により必要となる技術資格要件の内容が異なる。また、特定建設業の許可を取得した建設業者の営業所に置かれる営業所技術者は、「特定営業所技術者」と呼ばれる。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりである。

一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件 (次の①～③のいずれか)	特定建設業の特定営業所技術者となり得る技術資格要件 (次の①～③のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後3年以上の実務経験を有する者 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。</li> <li>・ 二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後5年以上の実務経験を有する者 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。</li> <li>・ 10年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】</li> </ul>	<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除く。</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査</li> </ul>

<p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【注5】を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者</li> <li>指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】</li> </ul>
---	--

【注1】 営業所技術者等となり得る国家資格者等一覧（P. 72～77）

【注2】 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注3】 指定学科一覧（P. 70）

【注4】 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（P. 29）

【注5】 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課にお問い合わせ下さい。

【注6】 以下についても4, 500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1, 500万円以上4, 500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3, 000万円以上4, 500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

【注7】 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注8】 指定建設業とは以下のとおり。

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業計7業種

【注9】 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものであるので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

3 法人の役員等及び政令で定める使用人（支店長、営業所長等）又は個人及び政令で定める使用人（支配人）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れが明らかな者でないこと。（法第7条第3号【一般建設業・特定建設業共通】）

**「役員等」とは**

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者

**「不正又は不誠実な行為」とは**

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為や、工事内容、工期等請負契約に違反する行為

建設業法、建築士法、宅地建物取引法等で「不正な行為」又は「不誠実な行為」を行ったことにより、免許等の取消処分を受け、又は営業の停止等の処分を受けて5年を経過しない者は、誠実性のない者として取り扱われる。

4 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。(法第7条第4号(一般建設業)、法第15条第3号(特定建設業))

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
<p>倒産することが明白でなく、かつ、イ、ロ又はハのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 自己資本の額が500万円以上あること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>「自己資本」とは</b>                      法人の場合：純資産合計額                      個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額</p> </div> <p>ロ 500万円以上の資金調達能力があること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>「資金調達能力」とは</b>                      担保とすべき不動産を有していること等により金融機関から資金の融資が受けられる能力                      (提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等(申請受理前1か月以内のもの))</p> </div> <p>ハ 許可申請直前の過去5年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績があること。                      ※ <u>新規に許可を受けてから初めての更新では、建設業の継続について申立書の提出があり決算変更届により確認できれば5年間の実績とみなすことができる。</u></p>	<p>倒産することが明白でなく、かつ、申請時直近の貸借対照表(定時株主総会の承認を得たもの)において次の全ての要件に該当すること。</p> <p>イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること。</p> <p>ハ 資本金の額が2,000万円以上であること。                      ※ 申請日までに増資を行うことで基準を満たすことも可能(増資後の登記事項証明書を添付すること)</p> <p>ニ 自己資本の額が4,000万円以上であること。                      ※ 新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当する。</p> <p>※ 決算期を変更すれば財産的基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要。(定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付)</p>

【特定建設業の財産的基礎の計算式】

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	<p>※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する                      (繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす)</p> $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <small>繰越利益剰余金のマイナスをとる</small> </div>	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資 本 金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円 (預金残高証明書による)

5 欠格要件等に該当しないこと。(法第8条【一般建設業・特定建設業共通】)

次のいずれかに該当する場合は、許可を受けられない。

※ 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書等により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、欠格事由に該当しない場合がある。詳細は個別の相談による。

(1) 法人・法人の役員等、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次に掲げる事由に該当しているとき。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者

ハ 許可の取消を逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者

ニ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ 禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ヘ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事の施工等に関する法令のうち政令（→建設業法施行令第3条の2）で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ト 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）

チ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令（→建設業法施行規則第8条の2）で定めるもの

リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

## 第二編 許可申請について

### 5 許可の申請手続

#### (1) 宮城県知事許可の申請手続

申請から許可（認可）に至るまでの手続は、次のとおりです。

申請書入手 → 申請予約 → 提出・要件審査・受付 → 審査 → 許可（認可） → 通知書交付

※電子申請システムによる申請方法は、「建設業許可の手引き（電子申請版）」を確認してください。

#### 申請書入手

申請に必要な書類は、下記宮城県土木部事業管理課ホームページからダウンロードしてください。

事業管理課ホームページ [\(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/\)](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)

また、各管轄土木事務所にも備えてあります。

#### 申請予約（宮城県知事許可の申請のみ）

申請が集中することによる窓口の混雑を解消し、県民サービス向上を図るため、建設業許可申請等（事前相談も含む）について予約による申請の御協力をお願いしております。

#### イ 予約対象となる許可申請手続

1. 新規（組織換を含む）
2. 許可換え新規
3. 般・特新規
4. 業種追加
5. 更新 ※有効期間満了の1か月前までに申請して下さい。満了の3か月前から申請可能です。
6. 上記を含む組み合わせ（業種追加＋更新など）
7. 建設業許可を受けた地位を承継する場合の認可申請
8. 上記に係る事前の御相談や予備審査（事前の書類チェック）

#### ロ 予約方法・予約連絡先

- 令和5年2月1日から、インターネット予約システムが開始となりました。

システムによる予約に御協力をお願いします。URL  [\(https://miyagi3.rsvsys.jp\)](https://miyagi3.rsvsys.jp)

- その他、管轄の土木事務所に電話又は直接窓口による予約も可能です。

※P.25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照

- 予約受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分（土日祝日、閉庁時除く）

- 毎月1日～31日分は前月の最初の開庁日の午前9時から、申請日の前日（開庁日に限る）まで予約可能です。

- 予約は先着順となり、御希望の日時の予約ができない場合もありますので、あらかじめ了承願います。

- 各土木事務所の空き状況については、直接該当土木事務所に問い合わせ願います。

- 混雑状況や審査状況によって、待ち時間が長くなる場合もあります。

#### ハ 予約時の連絡事項

- 予約時に、予約1件ごとに以下の事項を伝えてください。

- ①申請希望日時

- ②業者名(法人名又は個人名)及び業者の所在地(住所等)
- ③代理人名(代理人申請の場合)
- ④申請区分等(新規申請、更新申請、業種追加申請、認可申請、新規の事前相談等)
- ⑤許可番号(新規以外の場合)
- ⑥予約者の氏名及び連絡先(電話番号)

※当日、審査開始時間に来庁していない場合は、予約取消(キャンセル)として取り扱うことがありますので承願います。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。(月～金曜日(土日祝日、閉庁時除く)の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください)。

## 提出

イ 提出場所 (許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受け付けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。)

- P. 25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通 P. 27、28の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通(正本のコピーで可) 土木事務所へ提出分1通、本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

## 要件審査・受付

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか要件審査を行います。要件審査終了後、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

納入方法は、宮城県収入証紙による納入と窓口でのキャッシュレス決済の2種類です。キャッシュレス決済についての詳細は、県HPを御確認ください。

URL (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>)

申請区分	申請手数料等
○新規、許可換え新規、般・特新規	申請手数料9万円
○業種追加又は更新	申請手数料5万円
○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合

		○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合(注1)
8	業種追加+更新	4と5を同時に申請する場合(注1)
9	般・特新規+業種追加+更新	3と4と5を同時に更新する場合(注1)

(注1) 7・8・9の申請については、あらかじめご相談の上、許可の有効期間が十分(2か月程度)残っているうちに窓口申請してください。

(注2) 個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

### 許可(認可)

イ 申請書受付後、審査を行い、基準を満たすと許可(認可)になります。

ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

### 許可通知書の交付

イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。

ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。

(P. 127参照)

### 許可申請の取下げ

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、申請手数料は還付されません。

## 【所在地別管轄土木事務所一覧】

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎 3階)	0224-53-3135
仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113
大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎 5階)	0229-91-0731
石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7	0225-98-3157

		(石巻合同庁舎5階)	
気仙沼市、本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 (気仙沼合同庁舎4階)	0226-22-2622

#### 《宮城県収入証紙の販売について》

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/syousitop.html#kounyuu> (会計課ホームページ)

で購入してください。

## (2) 国土交通大臣許可の申請手続

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請をする方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に応請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

#### 《管轄行政庁・申請窓口》(郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建政部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)14階

電話： 022-225-2171 (代表) (内線 6145)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.thr.mlit.go.jp/>

## 6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

### 建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	30	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	31	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	35	○	○		
5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	36			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	37	○	○	○	
7	別紙四	営業所技術者等一覧表	38	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○		
10	第四号	使用人数	52	○	○		
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	54	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	○	○	○	
18	第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	68	○	○		
19		監理技術者資格者証	—	○	○		
20		卒業証明書	—	○	○		必要な場合のみ
21		資格証明書の写	—	○	○		P.71~77の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	78	○	○		証明者別に作成
23	第十号	指導監督の実務経験証明書	79	○	○		証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査	81	○	○	○	監査役は不要 経營業務の管理責任者は作成不要
26		登記されていないことの証明書(注2)	82	○	○	○	発行後3か月以内のもの 経營業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
27		身元(身分)証明書(注2)	83	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
28	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	84	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
29		登記されていないことの証明書(注2)	82	○	○	○	発行後3か月以内のもの
30		身元(身分)証明書(注2)	83	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
31		定款(欄外の説明をご参照ください)	—	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの(議事録を含む)
32	第十四号	株主(出資者)調書	85	○		△	法人のみ

33	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	86- 102	○			新規設立会社で決算期が未 到来の場合は開始貸借対照 表
34	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86、 103-106	○			新規開業で決算期が未到来 の場合は添付不要
35		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		○	発行後3か月以内のもの
36	第二十 号	営業の沿革	107	○		○	
37	第二十 号の二	所属建設業者団体	108	○		△	該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本）	—	○			・新規設立会社で決算期未 到来の場合は、法人設立等届出 書又は電子申請受付確認の ハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合 は事業開始等届出書又は電子 申請受付確認のハードコピー 等を添付
39	第二十 号の三	主要取引金融機関名	109	○		△	
40		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要
41		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確 認 資 料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	33	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	21	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	56、 57、 64、65	○	△		← P57、P65(注6)要確認
		実務経験の確認資料	69、78	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で営業所技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26、No. 27、No. 29、No. 30「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、本手引き記載例の様式とは異なりますので、御注意ください。

様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kyokashinseisho20201001.html>

(注4) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について

- ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。
- ・更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
- ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。

①「自己資本が500万円以上あること。」で確認

→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。

②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認

→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」

※申請受理前1か月以内のものにより確認。

③「直前5年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。

→詳細はP21を御覧ください。

#### 定款について

設立後変更がない場合は原始定款の写し（公証人の認証部分を含む）を、設立以降に変更があった場合には原始定款と株主総会の議事録の写しを添付する必要がありますが、何度も変更があった場合には現在定款を改めてまとめた上で代表者による原本証明（3部全てに証明日と「当社の現行定款に相違ない」旨と所在地、名称、代表者役職及び代表者名を記載）を行ったものを提出してください。

#### ●一般建設業の営業所技術者になり得る「複数業種に係る実務経験」の一覧

(P.19、の【注4】の内容)

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土工事業及び水道施設工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土工事業及び解体工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者

# 申請書類記載例

## (1) 建設業許可申請書〔表紙〕

### 建設業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

該当する申請区分に○をつける。

申請区分		
1	新	規
2	許可換え	新規
3	一般・特新規	追加
4	業種追加	新
5	更新	新
6	一般・特新規+業種追加	新
7	一般・特新規+更新	新
8	業種追加+更新	新
9	一般・特新規+業種追加+更新	新
(特記事項)		

・該当する数字を○で囲む

審査担当者	

記入しない。

許可年月日 ※ 令和 年 月 日

宮城県知事許可 ※ ( ) 第 号

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。  
 (例) (登記上) 〇〇市……  
 (事実上) 〇〇市……

9 8 0 - 8 5 7 0

主たる営業所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話 022-211-3116

商号又は名称 株式会社仙台建設

代表者職氏名 代表取締役 仙台太郎

担当者・申請代理人

電話 ( )

特	申請業種
<input type="checkbox"/>	土木工事業
<input type="checkbox"/>	建築工事業
<input type="checkbox"/>	大工工事業
<input type="checkbox"/>	左官工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	とび・土工事業
<input type="checkbox"/>	石工事業
<input type="checkbox"/>	屋根工事業
<input type="checkbox"/>	電気工事業
<input type="checkbox"/>	管工事業
<input type="checkbox"/>	タイル・れんが・ブロック工事業
<input type="checkbox"/>	鋼構造物工事業
<input type="checkbox"/>	鉄筋工事業
<input type="checkbox"/>	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	しゅんせつ工事業
<input type="checkbox"/>	板金工事業
<input type="checkbox"/>	ガラス工事業
<input type="checkbox"/>	塗装工事業
<input type="checkbox"/>	防水工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	内装仕上工事業
<input type="checkbox"/>	機械器具設置工事業
<input type="checkbox"/>	熱絶縁工事業
<input type="checkbox"/>	電気通信工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	造園工事業
<input type="checkbox"/>	さく井工事業
<input type="checkbox"/>	建具工事業
<input type="checkbox"/>	水道施設工事業
<input type="checkbox"/>	消防施設工事業
<input type="checkbox"/>	清掃施設工事業
<input type="checkbox"/>	解体工事業

申請する業種に○をつける。

申請する業種の該当する欄に○印を記入  
※印の部分は記入不要

※代理申請について  
 申請書の作成に行政書士が係っている場合、担当者・申請代理人欄に記名してください。  
 なお、代理申請の詳細については、P.157-158を御確認下さい。



記載要領

- 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。  
知事」 知事」 特」
- 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。  
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又は△のように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □株□A建設□  
B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又は△のように1文字として扱うこと。
- 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-1のように記入すること。
- 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。  
「資本金額」
- 13「資本金額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の又は出資総額」  
法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 14「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。  
「大臣  
「旧許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 17「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

## 営業所所在地の確認資料

◎営業所（本店及び支店等）の写真（①～④全て）

申請（届出）時の状況を撮影し、写真台紙（事業管理課 HP に掲載）に営業所名、使用権原（自己所有、賃貸借の別）、撮影年月日を明記すること。

事業管理課 HP 掲載の写真台紙を使用しない場合（デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合）は、用紙に、営業所名、使用権原、撮影場所、撮影年月日等を明記して下さい。

①外観全景（看板等を確認できるもの）※入居者案内板等がある場合には、それらの写真も添付。

②入口付近（表札等を確認できるもの）

③内部前景（電話、机等の什器備品を確認できるもの）

④建設業の許可票（標識の記載内容が判読可能なもの）※新規許可申請の場合は不要

（注）営業所所在地に疑義がある場合は、必要に応じて追加で資料を確認させていただきます。

大臣コード	0 0
知事コード	0 4

宮城県市区町村コード番号表（令和6年3月現在）

	大河原土木		仙台土木		北部土木
04206	白石市	04101	青葉区	04213	栗原市
04208	角田市	04102	宮城野区	04215	大崎市
04301	蔵王町	04103	若林区	04444	色麻町
04302	七ヶ宿町	04104	太白区	04445	加美町
04321	大河原町	04105	泉区	04501	涌谷町
04322	村田町	04203	塩竈市	04505	美里町
04323	柴田町	04207	名取市		<b>東部土木</b>
04324	川崎町	04209	多賀城市	04202	石巻市
04341	丸森町	04211	岩沼市	04212	登米市
	<b>気仙沼土木</b>	04216	富谷市	04214	東松島市
04205	気仙沼市	04361	亘理町	04581	女川町
04606	南三陸町	04362	山元町		
		04401	松島町		
		04404	七ヶ浜町		
		04406	利府町		
		04421	大和町		
		04422	大郷町		
		04424	大衡村		





## (5) 営業所一覧表 (更新) [別紙二 (2)]

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

更新申請のみを行う場合は別紙二(1)の替わりにこの様式を添付する。  
業種追加又は般・特新規と更新を同時に申請する場合は、別紙二(1)に営業しようとする建設業が変更になった営業所の情報を記載し、別紙二(2)に更新に係る営業所の情報を記載する。

別紙二 (2)

(用紙A4)

### 営業所 一 覧 表 ( 更 新 )

営業所の名称	所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
		特定	一般
営 主 業 た る 所  本 店	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 (022) 211-3116	主 と 内	
古川支店	〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通4-2-1 (0229) 23-6111		園
主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記載する。			当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記載する。
従たる営業所	従たる営業所がない場合は「該当なし」と記載する。		

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の( )内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

必ず宮城県収入証紙をはり付けること。  
収入印紙では受付できません。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

※ **宮城県収入証紙**をはり付けてください。

（収入印紙ではありませんのでご注意ください。）

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

## (6) 営業所技術者等一覧表〔別紙四〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

別紙四

〈記載対象者〉

①許可申請の場合

今回申請する業種の営業所技術者等だけでなく、既に許可を受けている場合にはその営業所技術者等も含む全員を記載すること。

②変更届の場合

変更後の営業所技術者等全員を記載すること。

### 営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本 店 〃 古川支店	菅 原 三 郎	土-9, と-9	13
	永 浦 四 郎	内-9	37
	馬 場 仁	園-4	02

営業所一覧表(更新)〔別紙二(2)〕に記載した営業所を、記載した順にすべて記載する。

〈営業所技術者等の常勤性の確認〉

・次の営業所技術者等については、標準報酬決定通知書で常勤性を確認します。

①新規、更新申請の場合  
本様式に記載した者全員

②追加、般特新規申請の場合  
申請に係る者のみ

③変更届の場合  
変更のあった者(削除する者を除く)のみ

営業所技術者等となっている業種の略号を記入する。

P. 71記載要領の建設業の種類・有資格区分のコード番号表にしたがって該当する数字を記入する。

国家資格者はP.72~77の資格表を参照し、該当するコード番号を記入する。

### <資格証明書>

1級技術検定(第一次検定)合格証明書	(^_^)
本籍 宮城県 氏名 牛坂 洋子 昭和57年6月23日生	
建設業法の規定に基づく令和 3年度土木施工管理に関する 1級の第一次検定に合格したことを証し、1級土木施工管理技士補と称することを認める。	
令和○年○月○日	
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○	

1級技術検定(第二次検定)合格証明書	(^_^)
本籍 宮城県 氏名 牛坂 洋子 昭和57年6月23日生	
建設業法の規定に基づく令和 3年度土木施工管理に関する 1級の第二次検定に合格したことを証し、1級土木施工管理技士と称することを認める。	
令和○年○月○日	
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○	

1級建築士免許証明書	
牛坂 洋子 昭和57年6月23日生	(^_^)
登録番号 第一-○○○○○-号	
一級建築士	
登録年月日 令和○年○月○日	
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)により免許された一級建築士であることを証明する。 令和○年○月○日	
中央指定登録機関 社団法人日本建築士会連合会会長 ○ ○ ○ ○	
社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1項の規定により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である。	
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○	

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

(7) 工事経歴書〔様式第二号〕

〇経営事項審査を受けない場合の記載例

※P.45-49の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

とび・エエ・  
コンクリート

工事経歴書

(税込・税抜)

申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事及び未成工事について、元請・下請を問わず、完成工事高の大きい順に記載する。

どちらか当てはまる方に丸を付ける。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のあり及び市町村	氏名	配置技術者		請負代金の額	工期	
						主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所には印を記載）	主任技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	元請		A邸新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤 一郎	〳		100,000 千円	令和 2 年 10 月	令和 2 年 12 月
B	〳		仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	上田 太郎	〳		70,000 千円	令和 2 年 2 月	令和 2 年 4 月
C	〳		B邸住宅敷地盛立及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮 二郎	〳		(80,000) 80,000 千円	令和 2 年 3 月	令和 2 年 3 月
D	下請		広瀬川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 健 津島 一平	〳		9,000 千円	令和 2 年 5 月	令和 2 年 5 月
E	〳		道路法面工事	宮城県 仙台市	半田 五郎	〳		7,500 千円	令和 2 年 1 月	令和 2 年 1 月
F	〳		太白アパート改築工事の内 足場仮設工事	宮城県 仙台市	岡崎 三男	〳		6,000 千円	令和 2 年 10 月	令和 2 年 11 月
G	元請		栄ビル新築工事の内 くい打工事	宮城県 仙台市	豊田 一郎	〳		5,500 千円	令和 2 年 9 月	令和 2 年 9 月
H	下請		白石川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	阿部 三郎	〳		4,200 千円	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
I	〳		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	宮城県 仙台市	上田 太郎	〳		3,800 千円	令和 2 年 4 月	令和 2 年 4 月
小計						9	件	236,000 千円	うち 205,500 千円	元請工事
合計						39	件	337,000 千円	うち 220,500 千円	元請工事

実績がない場合は「なし」と記載する。

業種ごとに用紙を改める。

工事進行基準又は収益認識基準が適用される工事は、その完成工事高を括弧書きで付記する。

当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者を含むすべての者を記載する。

・契約での工期でなく実際の着工年月及び引き渡した年月を記載します。

ページごとの元請完成工事高の合計額 (A+B+C+G)

ページごとの完成工事高の合計額 (A~Iの合計額)

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にシ印を記載する。

・契約書又は注文書の記載内容に基づき、工事名を具体的に記載します。  
 ・そもそも、工事名は施工内容が容易にイメージ可能なものとしておく必要があります。  
 ・工事名と建設工事の種類との関連性が分かりにくい場合は、〇書きで工事内容の説明を入れてください。  
 ・ただし、注文書及び工事名の記載に当たっては、個人名が特定されないように注意すること(発注者「A」、工事名「A邸新築工事」のように記載する)。

決算変更届に添付する場合は、記載要領3(2)に係らず、記載件数は年間工事高の7割の額に達するまでとし、7割まで記載すると工事件数が20件を超える場合は20件までとする。

営業所の営業所技術者等は原則として工事現場の配置技術者とすることができない。ただし、次の場合は例外的に、工事現場の配置技術者となっても営業所に常勤しているものとする。  
 ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合。

## ○経営事項審査を受ける場合の記載方法

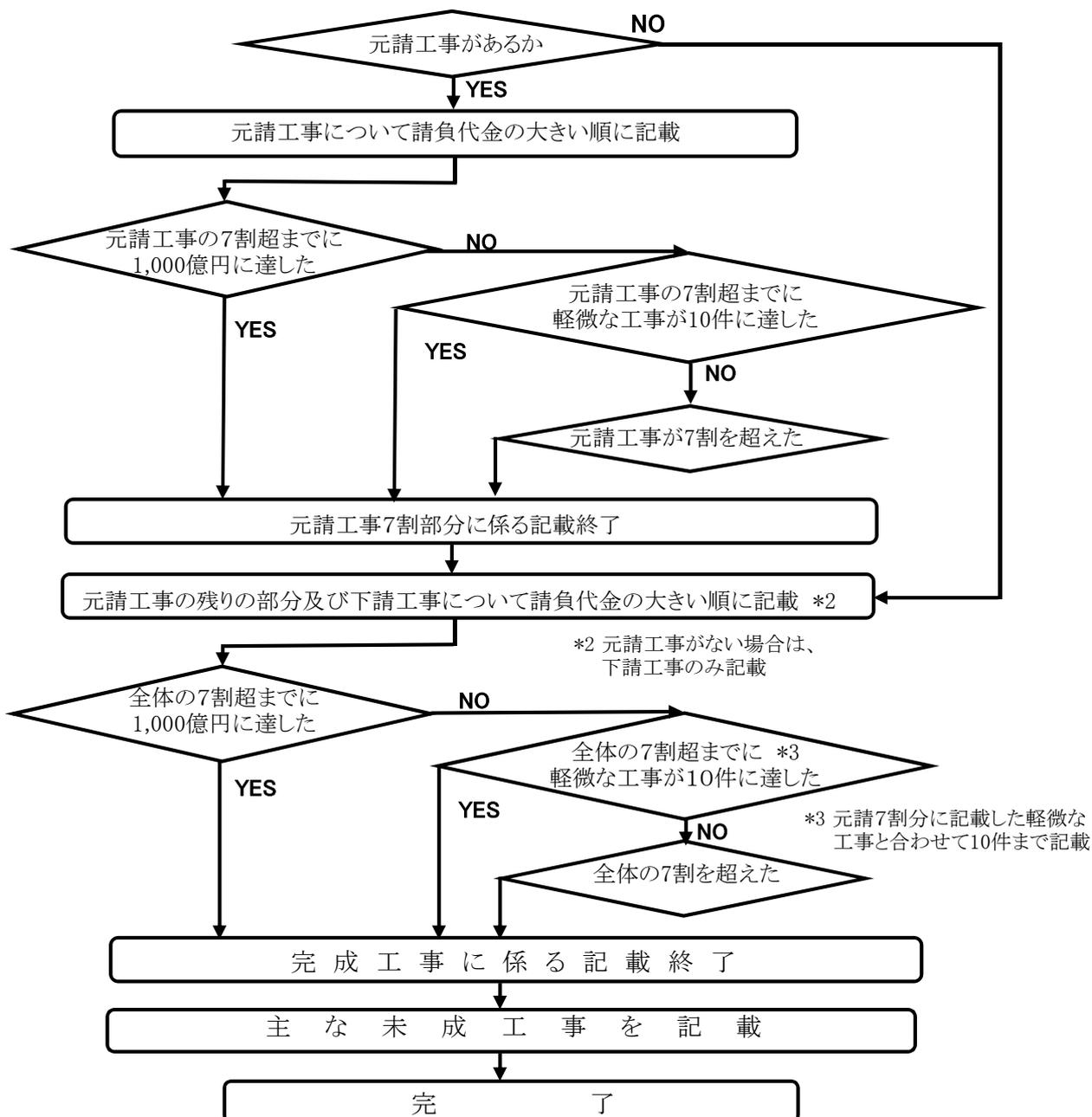
### 工事経歴書(様式第二号)の記載フロー

- ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載
- ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載

①、②について

- 軽微な工事については合わせて10件まで記載 \*1
- 請負代金の額の、合計額の1,000億円超部分は記載不要

\*1 軽微な工事とは、500万円未満(建築一式は1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅)の工事



○経営事項審査を受ける場合の記載例① (全ての完成工事高の合計額の7割に達した場合)

※P.41のフロー図、P.45-49の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

とび・よエ・  
コンクリート 工事 (税込)

工事経歴書

業種ごとに用紙を改める。  
経審を受ける場合は「税抜」とする。

申請又は届出をする日の属する事業年度の  
前事業年度に完成した建設工事及び未成工  
事を記載する。

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工 事 場 所 の あ ら び の な ま	配置技術者		請負代金の額		工 期	
					主任技術者 又は監理技術者の 別 (該当箇所を印を記載)	氏名	うち (A) PC (B) 税抜(元請)	千円	千円	着工年月日
A	元請		A邸新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤 一郎	主任技術者	100,000	100,000	令和2年10月	令和3年12月
B	"		道路法面工事	宮城県 仙台市	上田 太郎	主任技術者	(80,000)	(80,000)	令和2年11月	令和3年4月
C	"		B邸住宅敷地盛土及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮 二郎	主任技術者	4,500	4,500	令和2年7月	令和2年8月
D	下請		広瀬川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 深 津島 一平	主任技術者	9,000	9,000	令和2年7月	令和2年8月
E	"		仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	半田 五郎	主任技術者	7,500	7,500	令和2年7月	令和2年7月
F	"		太白アパート改築工事の内 足場仮設工事	宮城県 仙台市	岡崎 三男	主任技術者	6,000	6,000	令和2年10月	令和2年11月
G	"		栄ビル新築工事の内 くい打工事	宮城県 仙台市	豊田 一郎	主任技術者	5,500	5,500	令和2年9月	令和2年9月
H	元請		C邸住宅敷地盛土及び 基礎工事	宮城県 仙台市	阿部 三郎	主任技術者	4,200	4,200	令和3年2月	令和3年3月
I	下請		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	宮城県 仙台市	上田 太郎	主任技術者	3,800	3,800	令和2年4月	令和2年4月
主な未成工事							90,000	90,000	令和2年	令和2年
宮城県			道路法面工事	宮城県 仙台市			220,500	80,000	令和2年	令和2年
							188,700	80,000	令和2年	令和2年
							263,500	80,000	令和2年	令和2年
							310,000	80,000	令和2年	令和2年
							90,000	80,000	令和2年	令和2年
							263,500	80,000	令和2年	令和2年
							310,000	80,000	令和2年	令和2年

① 元請工事に係る完成工事

② ①以外の元請及び下請に係る完成工事

③ 主な未成工事

工事進行基準又は  
収益認識基準が  
適用される工事  
は、その完成工事  
高を括弧書きで付  
記する。

当該工事の施工  
中に配置技術者  
の変更があった  
場合には、変更  
前の者を含むす  
べての者を記載  
する。

1. 元請工事に係る完成工事  
の7割まで記載

2. 記載額が完成工事全体の7割に達  
したため記載終了

ページごとの元請工事  
に係る完成工事高の合  
計額 (A+B+C+H)

ページごとの完成  
工事高の合計額  
(A~Iの合計額)

各工事現場に置かれた配置技  
術者について、該当する箇所  
にレ印を記載する。

未成工事については、配置技術者の記載は不要

ページごとの合計を記載する。

最終ページにおいて、業種ごとの  
すべての工事の合計を記載する。

実績がない場合は「なし」と記載する

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容が分かるように具体的に記載する。  
ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発注者「A」、工事名「A邸新築工事」のように記載する)。

○ 経営事項審査を受ける場合の記載例② (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

※P.41のフロー図、P.45-49の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

とび・よエ・  
フックリート

工事経歴書

工事

(税込・税抜)

経審を受ける場合は「税抜」とする。

業種ごとに用紙を改める。

申請又は届出をする日の属する事業年度の  
前事業年度に完成した建設工事及び未完工  
事を記載する。

注文者	元請又は下請の別	IVの別	工事名	工事現場のあひだ及び所在地(都道府県市区町村)	配置技術者 氏名	主任技術者 又は 主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所)に印を記載)	監理技術者	請負代金の額		工期		
								うち、 (+PC +法面処理 +鋼橋上部)	千円	着工年月日	完成又は 完成予定年月	
C	元請		C邸新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤 一郎			(10,000) 千円	12,000 千円	令和2年10月	令和3年5月	
D	"		D邸車止め設置工事	宮城県 仙台市	上田 太郎			4,500 千円		令和2年2月	令和2年3月	
E	"		E位宅敷地盛土及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮 二郎			3,200 千円		令和2年7月	令和2年8月	
(株)昭和建設	下請		広瀬川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 博 津島 一平			8,000 千円		1. 元請工事に係る完成工 事の7割まで記載		
令和産業(株)	"		仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	半田 五郎			6,000 千円		令和2年7月	令和2年1月	
(有)東北塗装	"		太白アパート改築工事の内 足場仮設工事	宮城県 仙台市	周崎 三男			2,500 千円		令和2年10月	令和2年11月	
(株)令和組	"		栄ビル新築工事の内 くい打工事	宮城県 仙台市	豊田 一郎			2,000 千円		令和2年9月	令和2年9月	
中国建築(株)	"		一般国道99号線道路 新設工事	宮城県 仙台市	阿部 三郎			1,900 千円		令和2年2月	令和2年3月	
四国道路	"		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	宮城県 仙台市	上田 太郎			1,800 千円		令和2年4月	令和2年4月	
F	元請		F邸玄関 コンクリート工事	宮城県 仙台市	周崎 三男			1,700 千円		令和2年12月	令和2年12月	
(株)江戸機械	下請		G邸新築工事の内 基礎工事	宮城県 仙台市	豊田 一郎			1,600 千円		令和2年2月	令和2年2月	
(株)昭和建設	"		県道758号線道路 側溝工事	宮城県 仙台市	周崎 三男			1,500 千円		令和2年2月	令和2年2月	
明治製作(株)	"		県道123号線道路 側溝工事	宮城県 仙台市	周崎 三男			1,000 千円		令和2年5月	令和2年2月	
B・C+F～Mの件数≤10件								千円		令和2年	令和2年	
.....「軽微な工事」								千円		19,400 千円	うち 元請工事	千円
合計								千円		70,000 千円	うち 元請工事	千円

工事進行基準又は  
収益認識基準が  
適用される工事  
は、その完成工事  
高を括弧書きで付

当該工事の施工  
中に配置技術者  
の変更があった  
場合には、変更  
前の者を含むす  
べての者を記載  
する。

ページごとの元請  
完成工事高の合  
計額 (A+B+C+J)

ページごとの完成  
工事高の合計額  
(A～Mの合計額)

2. 軽微な工事が10件に  
達したため記載終了

ページごとの合計を記載する。

最終ページにおいて、業種ごとの  
すべての工事の合計を記載する。

B・C+F～Mの件数≤10件

.....「軽微な工事」

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容  
が分かるように具体的に記載する。  
ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発  
注者「A」、工事名「A邸新築工事」のように記載する)。

② ①以外の元請及び下請に係る完成工事



記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。  
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
  - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
    - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
  - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合  
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

## ○プレストレストコンクリート構造物工事に該当する請負代金の額として記載できる額について

- ①入札公告の際の参加資格業種が「プレストレストコンクリート構造物工事」である場合  
請負代金の全額を計上することができる。
- ②入札公告の際の参加資格業種が「土木一式工事」である場合  
参加資格業種が「土木一式工事」であり、その中に「プレストレストコンクリート構造物工事」を含む場合は、当該契約の工事費内訳書等により下記に掲げる工事の工種（注1）について、請負代金の額を計上の対象とする。

（注1）橋梁、函渠等、プレストレストコンクリート構造物工事に掛かる以下の費用を対象とする。

- ・材料費、制作費、施工費
- ・附属施設等
- ・舗装工
- ・作業土工
- ・仮設工
- ・諸経費相当額 等

（注2）プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金について、経営事項審査を受ける場合で、直前2年又は直前3年の平均が1億円を超える場合は、入札公告の際の参加資格業種が「プレストレストコンクリート構造物工事」である工事については、入札公告等、参加資格業種が分かる資料及び契約書の写し（最終の請負代金がかかるもの）、参加資格業種が「土木一式工事」である工事については、工事費内訳書等、プレストレストコンクリート構造物工事が明確に判別できる資料（最終の工事費内訳がかかるもの）を、各一部提出すること。

尚、資料の提出は、経営事項審査で2年平均を選択する場合、プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金の合計が2億円に達するまで、3年平均を選択する場合には、プレストレストコンクリート構造物工事の請負代金の合計が3億円に達するまでで可とする。（※既に提出した資料については省略可能）

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

## (7) 工事経歴書〔様式第二号〕

### ○共通事項

許可を申請する【受けている（受けようとする）】「建設工事の種類」ごとに、「完成工事」「未成工事」に分けて記載します。

許可を申請しない【受けていない（受けようとししない）】建設工事は、「建設工事の種類」を「その他」として別葉に記載します。

請負金額が少額であっても、複数の契約を「ほか○件」というように合算して記載することはできません。

一定の期間を通じた基本契約や1件の請負契約で複数の工事を施工する場合は、契約1件に対応する請負金額総額で記載します。このときの「工事名」の欄は、「○○○  
○（施工場所、施設名）ほか○件□□□□（工事の種類）工事」のように記載します。

1件の請負契約を複数の工種に分割して記載することはできません。附帯工事がある場合など1件の請負契約に複数の工種が含まれている場合は、見積書等を参照し、費用の割合がもっとも大きい工種に対応する「建設工事の種類」に計上してください。

請負代金は千円未満を切り捨てて記載してください。

### ○完成工事の記載方法

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
消費税処理方式	税込・税抜どちらでも可 (会計上採用している消費税処理方式で記載する。)	税抜
<b>【第1段階】</b>		
記載する工事	元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。	請負金額が大きい <b>元請工事</b> から順に記載する。
記載を終了する条件	次のいずれかの条件に当てはまったら記載を終了する。 <input type="checkbox"/> 記載した工事の請負金額の合計が完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 記載件数が20件に到達する	<input type="checkbox"/> 記載した元請工事の請負金額の合計が1,000億円を超える <hr/> 次の条件に該当した場合は <b>【第2段階】</b> に進む。 <input type="checkbox"/> 記載した元請工事の請負金額の合計が元請完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 軽微な元請工事(※)の記載件数が10件に到達する

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
<b>【第2段階】</b>		
記載する工事	/	元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。 次のいずれかの条件に当てはまったら記載を終了する。
記載を終了する条件		<input type="checkbox"/> 記載した元請工事及び下請工事の請負金額の合計が1,000億円を超える <input type="checkbox"/> 記載した元請工事及び下請工事の請負金額の合計が完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 軽微な工事(※)以外の元請工事及び下請工事を全て記載した上で、既に記載した元請工事を含む軽微な工事の記載件数が10件に到達する

※ 軽微な工事：建築一式工事においては、請負金額1,500万円未満（消費税を含んだ金額）又は木造住宅で延面積150㎡未満のもの、その他の工事においては、請負金額500万円未満（消費税を含んだ金額）のもの。

#### ○未成工事の記載方法

元請・下請にかかわらず、請負金額の大きい順に記載してください。  
請負金額は、千円未満切り捨てで記載してください。  
記載する件数に制限はありません。主な未成工事を適宜記載してください。  
配置技術者氏名は、記載を要しません。

#### ○記載上の注意点

工事経歴書は、許可を受けている（新規、業種追加等許可申請書に添付する場合は、許可を受けようとする）業種ごとに作成する必要があります。

工事経歴書に記載するのは、建設業の営業（建設工事の完成を請け負う営業）に係るものが対象です。次の場合は建設業の営業に該当しませんので、記載の対象になりません。（損益計算書上も、「兼業事業売上高」に計上します。）

- 産業廃棄物等の収集、運搬業務
- オペレーターが付かない建設機械のリース

- 樹木の剪定、除草、伐根、伐採
- 除雪
- 道路・河川等の維持管理業務（その一部と認められる修繕・補修を含む）
- 測量、設計、地質調査
- ビルなどの清掃業務
- 電気設備・消防施設・機械設備の保守点検業務（その一部と認められる修繕・補修を含む）
- 消耗部品の交換
- 船舶や航空機などの土地に定着しない動産の築造、設備機器取付
- 自社施工
- 工事現場で作業に従事する人員の供出（いわゆる人工出し、常備契約、応援）

土木一式工事・建築一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事」と定義されています。「総合的な企画、指導、調整」は、元請が果たすべき役割を示すものであることから、土木一式工事・建築一式工事に計上できるのは、原則元請として請け負った工事に限られます。

## (8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付す。経営事項審査を受ける場合は、税抜となる。

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

### 直前3年の各事業年度における工事施工金額

許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。

(税込・税抜) 単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	とび土工事	内装仕上工事	造園工事		
第42期 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元請	公共	1,178,701	0	0	0	0	1,178,701
		民間	46,894	0	1,213	0	0	48,107
	下請		0	136,346	0	0	500	136,846
	計		1,225,595	136,346	1,213	0	500	1,363,654
第43期 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元請	公共	1,171,988	0	0	0	0	1,171,988
		民間	46,627	31,727	1,941	12,550	0	92,845
	下請		0	51,608	0	2,013	0	53,621
	計		1,218,615	83,335	1,941	14,563	0	1,318,454
第44期 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元請	公共	1,272,898	0	0	0	0	1,272,898
		民間	50,486	2,041	0	12,621	0	65,148
	下請		0	85,157	0	0	13,320	98,477
	計		1,323,384	87,198	0	12,621	13,320	1,436,523
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月	元請	公共						
		民間						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月	元請	公共						
		民間						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月	元請	公共						
		民間						

第44期中に内装仕上工事業を廃業した場合。第44期以降の内装仕上工事の施工金額は、「その他の建設工事」として記載する。

第43期中に造園工事業を追加した場合。第42期までの造園工事の施工金額は、「その他の建設工事」として記載する。

財務諸表の完成工事高と一致する。

#### <記載要領補足>

- ・許可を受けている建設工事（新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む）の種類ごとに区分して記載する。
- 許可を受けていない（受けようとしな）建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。
- 一部廃業届出をした場合は、廃業した業種の建設工事についても「その他の建設工事」として記載する。
- ・千円未満は切り捨てて記載する。
- ・新規設立法人で決算期が到来していない業者については、「決算未到来」と記載する。

#### 記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

#### <注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（P.126）を提出する必要があります（免税事業者除く）。

なお、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

## 直前3年に課税期と免税期が混在する場合の記載例（※）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

どちらにも丸は付さない。

（用紙A4）

課税期は第〇期（税抜）として税抜額を記載する。免税期は第〇期（免税）として税込額を記載する。

### 直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			内装仕上工事	造園工事	工事	工事		
第42期（免税） 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元請	公共	0	0			0	0
		民間	1,123	2,330			0	3,543
	下請		0	0			0	0
	計		1,213	2,330			0	3,543
第43期（税抜） 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元請	公共	0	0			0	0
		民間	1,941	2,550			0	4,491
	下請		0	2,013			0	2,013
	計		1,941	4,563			0	6,504
第44期（税込） 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元請	公共	0	0			0	0
		民間	0	12,621			0	12,621
	下請		0	0			3,320	3,320
	計		0	12,621			3,320	15,941
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						(1,449)
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

税込みの場合は、消費税額を（ ）朱書きする。

財務諸表の完成工事高と一致する。

許可を受けている建設工事（新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む）の種類ごとに区分して記載する。許可を受けていない（受けようとしな）建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。

許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

#### <注意事項>

- （1）経営事項審査を受けない方で、会社の決算が消費税込み処理方式による場合はすべて税込額で記載して下さい。
- （2）これまで経営事項審査を受けていない方が、経営事項審査を受けようとする場合、本頁の記載方法（直近の1年分を税抜にして上記の混在する記載方法）をするのではなく、直近3期分の工事施工金額を全て税抜にして決算変更届を提出してください。
- （3）既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（P.126）を提出する必要があります（免税事業者除く）。  
なお、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

# (9) 使用人数 [様式第四号]

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

主任技術者等として各工事現場に配置することができる者及び営業所技術者等の合計を記載します。

その他常時雇用となっていて工事に従事する者の数を記載します。

法人で兼業がある場合には、建設業以外に従事する職員を除くこと。

様式第四号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

令和 年 月 日 (用紙A4)

## 使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	10人	5人	3人	18人
古川支店	2人	2人	1人	5人
合計	12人	7人	4人	23人

別紙二(1)及び別紙二(2)に記載した順に記載する。

- 法人の場合、役員を含む。ただし、監査役は含めない。
- 個人の場合、事業主を含む。
- 兼業に従事する者、パート、アルバイト職員は除く。

- 新規申請等の場合は、申請時点の人数
- 決算の変更届出書に添付する場合は、決算期末日の人数

### 記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割した後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

# (10) 誓約書〔様式第六号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

## 誓 約 書

本文は消さない

{ 申請者 }  
~~譲受人~~  
~~合併存続法人~~  
~~分割承継法人~~、 { 申請者 }  
~~譲受人~~  
~~合併存続法人~~  
~~分割承継法人~~

の役員等及び建設業法施行令第3条に

規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

不要のものを消す

申請者 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
~~譲受人~~ 株式会社 仙台建設  
~~合併存続法人~~ 代表取締役 仙台太郎  
~~分割承継法人~~

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~

宮 城 県 知 事 殿

記載要領

{ 申請者 } 「申請者」 「地方整備局長  
~~譲受人~~ 譲受人」 「北海道開発局長  
~~合併存続法人~~ 合併存続法人、 知事」  
~~分割承継法人~~ 分割承継法人」 については、不要のものを消すこと。

### ◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。  
許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

○禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

※執行猶予が付された場合も該当

○刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

○暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

# (11) 常勤役員等証明書〔様式第七号〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

経験年数は実際の経験年数ではなく、確認資料で証明できる年数と一致させること。

(用紙A4)  
000002

様式第七号(第三条関係)

## 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職名を記載する。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イに掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役  
経験年数 昭和 60年 10月 から 平成 16年 4月 まで 満 18年 7月

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

証明者と被証明者との関係 備考  
(例) 宮城県知事(般-16)第12345号  
土木工事業 平成16年6月25日許可

①申請人が法人の場合  
②申請人が個人の場合  
③申請人が個人で支配人を置いている場合

(2) 下記の者は、許可申請書の常勤の役員(1)の常勤の役員(2)の支配人(3)で第7条第1号イ(1)に該当する者であることに相違ありません。

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

申請者 届出者 宮城県仙台市本町3-8-1 株式会社 仙台建設 代表取締役 仙 台 太 郎

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする(注2)。

大臣.....00  
宮城県知事...04

申請又は届出の区分 項番 1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外の場合は上段を消す。

姓の最初から2文字を記入

変更の年月日 令和 年 月 日

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

身元(身分)証明書の字で記入。

大臣コード 知事  
許可番号 1 8 0 4 第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 2 5 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】  
氏名のフリガナ 1 9 セ ン  
氏 名 2 0 仙 台 太 郎  
住 所 宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1  
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 5 3 0 年 0 5 月 2 2 日

1 新規申請の場合  
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合  
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合

◎【変 更 前】  
氏 名 2 1  
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。



## 適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）

- 1 常勤性を証明するものとして、法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる）
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ
  - ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写
  - ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写
  - ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写  
→個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写
- 被保険者等記号・番号にマスキングをすること。
- ※標準報酬月額の確認を行います。  
 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。次ページを御参照ください。  
 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。
- 2 役職名及び経験年数を確認するもの
- イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分）  
なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。
  - ロ 令第3条に規定する使用人にある場合は、期間分の建設業許可申請書（表紙及び様式第一号）及び変更届出書（着任時と退任時の様式第二十二号の二）の副本の写（土木事務所等の受付印が確認できないものは不可。）
  - ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写
  - ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。）
 

※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。

    - ①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類  
組織図（写）
    - ②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類  
業務分掌規程（写）
    - ③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類  
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）
    - ④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類  
取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）
- ホ 経營業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。）
- ①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類  
組織図（写）
  - ②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類  
業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）
  - ③補佐経験の期間を確認するための書類  
人事発令書（写）
- 3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか
- イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写
  - ロ 工事請負契約書、又は、注文書等（期間分）の写（工事請書のみ提出は不可。また、注文者の押印のないものや担当者の押印のみの契約書・注文書等は不可。）
  - ハ 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分）

更新	常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか
----	---------------------------------

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として令和6年12月以前に税務署へ提出した確定申告書を提出する場合は、收受日付印の押なつがあるものを提出してください。

また、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

(工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。)

変更届出書(決算報告)で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。

なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第1号(規則第7条第1号イ)に規定される常勤役員等(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者)として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請(届出)に添付する常勤役員等証明書(様式第七号)と、過去に証明された常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第7号))の記載内容が同一である場合、上記の「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号イ)の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第7号))の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で常勤役員等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

(注8) 出向者についても規則第7条第1号に定める常勤役員等(経營業務の管理責任者)及び営業所技術者等にすることができます。その場合は、通常の常勤性の確認資料のほかに、次に挙げる確認資料も用意するようお願いいたします。

なお、原則として出向者を工事現場の配置技術者とすることはできません。

出向者の常勤性を確認するための追加資料

- ・ 出向契約書・覚書の写し(契約書等に出向者の氏名が記載されていない場合は出向命令書又は辞令)
- ・ 賃金相当分の負担先(出向元又は出向先)が確認できるもの
- ・ 健康保険被保険者証の写し又は所属企業の雇用証明書の写し
- ・ 出向先の出勤簿の写し

# (13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第七号の二 (第三条関係)

被証明者1人につき、  
証明者別に作成する。

役員等としての経験を有した期間を  
記載する(注1)。  
証明者が証明できる期間。

## 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

代表取締役、取締役  
事業主、支配人等の  
役職名を記載する。

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ { ㉔ } (2) に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役**  
経験年数 **平成 30年 4 月から、令和 2年 3月まで 満 2 年 月**

証明者が申請者以外の  
建設業者である場合は、  
許可番号、許可年月日、  
許可業種を記載する。

証明者と被証明者との関係 **役員**  
(例) **宮城県知事 (般-16) 第12345号  
土木工事業 平成16年6月25日 許可**

①申請人が法人の場合  
②申請人が個人の場合  
③申請人が個人で支配人を  
置いている場合

(2) 下記の者は、許可申請書 { ㉔ } の常勤の役員 { ㉔ } (2) で第7条第1号ロ { ㉔ } (2) に該当する者であることに相違ありません。

証明者 **宮城県仙台市本町3-8-1  
株式会社 仙台建設  
代表取締役 仙台太郎**  
令和 〇 年 〇 月 〇

証明者は、証明し  
ようとする期間被  
証明者が在職して  
いた法人の代表者  
又は個人の事業主  
とする(注2)。

区分が変更の場合  
は、変更年月日を  
記載する。

申請又は届出の区分 **1 7 3** (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

大臣……………00  
宮城県知事…04

大臣コード **004**

姓の最初から2  
文字を記入

許可番号 **1804** 国土交通大臣 許可 (般特-04) 第 **012345** 号  
令和 **01** 年 **08** 月 **25** 日

右詰めで記入し左余白  
は必ず“0”で埋める。

許可申請書に添  
付する場合は下  
段を、それ以外の  
場合は上段を消  
す。

複数の許可を受けて  
いる場合は、最も古い  
ものを記入する。

身元(身分)証明書の  
字で記入。

氏名のフリガナ **1 9 セ ン**  
氏 名 **2 0 仙 台 一 郎**  
住 所 **宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1**  
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 **S 3 1 年 0 5 月 2 2 日**

1 新規申請の場合  
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合  
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合  
(変更を伴わない場合)

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法による  
ことが出来ない場合は「備考」の欄に  
理由を記入して、当該事実を証明  
できる他の者(当時の取締役、本人  
が証明)の証明を得ること。

# (13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の財務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和〇年〇月〇日  
宮城県仙台市本町3-8-1  
株式会社 仙台建設  
代表取締役 仙台太郎

申請者  
届出者

宮城県知事 殿

役職名等 財務部長

経験年数 平成27年4月から 令和2年3月まで 満5年 月

証明者と被証明者との関係 社員

備考 (例)  
宮城県知事(般-16)第12345号  
土木工業 平成16年6月25日 許可

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00  
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

申請又は届出の区分 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード 宮城県知事

許可番号 2 0 4

許可(般特)第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 2 5 日

氏名のフリガナ 2 4 3 セ ン

氏名 2 5 仙 台 二 郎

住所 宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 S 3 2 年 0 5 月 2 2 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

◎【変更前】

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

- 1 新規申請の場合
- 2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
- 3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

### (13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の労務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和〇年〇月〇日  
宮城県仙台市本町3-8-1  
株式会社 仙台建設  
代表取締役 仙台太郎

申請者  
届出者

宮城県知事 殿  
役職名等 総務部長  
経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで 満5年 月  
証明者と被証明者との関係 社員  
備考 (例) 宮城県知事(般-16)第12345号  
土木工業 平成16年6月25日 許可

変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00  
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

申請又は届出の区分 2 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード 宮城県知事

許可番号 2 0 4 第 0 1 2 3 4 5 号

記 許年月日 令和 0 1 年 0 8 月 2 5 日

氏名のフリガナ 2 8 セ ン  
氏 名 2 9 仙 台 三 郎  
住 所 宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1

元号(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)  
生年月日 S 3 3 年 0 5 月 2 2 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

◎【変 更 前】

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

- 1 新規申請の場合
- 2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
- 3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

# (13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の業務運営の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和〇年〇月〇日  
宮城県仙台市本町3-8-1  
株式会社 仙台建設  
代表取締役 仙台太郎

申請者  
届出者

宮城県知事 殿

役職名等 業務部長

経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで満5年

証明者と被証明者との関係 社員

備考 (例)  
宮城県知事(般-16)第12345号  
土木工業 平成16年6月25日許可

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00  
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

申請又は届出の区分 3 1 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード 宮城県知事

許可番号 2 0 4 第 0 1 2 3 4 5 号

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 S 3 4 年 0 5 月 2 2 日

氏名のフリガナ セ ン  
氏 名 仙 台 四 郎  
住 所 宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

◎【変 更 前】

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

- 1 新規申請の場合
- 2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
- 3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

# (14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条1号ロに規定する常勤役員等について記載すること。

別紙1

(用紙A4)

## 常勤役員等の略歴書

現住所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏名	仙 台 一 郎	生 年 月 日	S 3 1 年 5 月 2 2 日生
職名	取締役		
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
職	自 H20年 4月 1日	(株)宮城物産 本店営業部勤務  取締役  (株)仙台建設入社 取締役 現在に至る	
	至 H30年 3月 31日		
	自 H27年 4月 1日		
	至 H30年 3月 31日	} 現在に至るまでの職歴を記入する。 ※様式第七号の二で示した役員等としての期間については、特に具体的に示すこと。	
	自 H30年 4月 1日		
	至 R2年 3月 31日		
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			

### ◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)  
※執行猶予が付された場合も該当
- 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- 暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

賞     罰	自 年 月 日	賞 罰 の 内 容
	至 年 月 日	
	年 月 日	
なし		
上記の通り相違ありません。		
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
氏 名		仙 台 太 郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条1号ロに規定する常勤役員等を直接に補佐する者について記載すること。

別紙2

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏名	仙 台 二 郎	生 年 月 日	S 3 2 年 5 月 2 2 日 生
職 名	財 務 部 長		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 S 6 0 年 4 月 1 日	}	(株) 仙 台 建 設 入 社 本 店 営 業 部 勤 務
	至 H 1 0 年 3 月 3 1 日		
	自 H 1 0 年 4 月 1 日		
	至 H 2 7 年 3 月 3 1 日		本 店 財 務 部 勤 務
	自 H 2 7 年 4 月 1 日		本 店 財 務 部 長 現 在 に 至 る
	至 R 2 年 3 月 3 1 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
賞 罰	賞 罰 の 内 容		
	な し		
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
氏 名 仙 台 太 郎			

現在に至るまでの職歴を記入する。  
※様式第七号の二で示した業務経験の期間については、特に具体的に示すこと。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## 適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）

新 規 ・ 追 加	<p><b>○常勤役員等について</b></p> <p>1 常勤性を証明するものとして法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ</li> <li>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</li> <li>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</li> <li>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写</li> </ul> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">被保険者等記号・番号に マスキングをすること。</p> <p>※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</li> <li>ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書（表紙及び様式第一号）及び変更届出書（着任時と退任時の様式第二十二号の二）の副本の写（土木事務所等の受付印が確認できないものは不可。）</li> <li>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</li> </ul> <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</li> <li>ロ 工事請負契約書、又は、注文書等（期間分）の写（工事請書のみ提出は不可。また、注文者の押印のないものや担当者の押印のみの契約書・注文書等は不可。）</li> <li>ハ 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分）</li> </ul> <p><b>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について</b> 個別に御相談ください。</p>
更 新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか</p>

（注1）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注2）確認資料として令和6年12月以前に税務署へ提出した確定申告書を提出する場合は、收受日付印の押なつがあるものを提出してください。  
また、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注3）経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。  
（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）

変更届出書(決算報告)で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。  
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等を直接に補佐する者については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で常勤役員等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。



記載要領

- 1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
  - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
  - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
  - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
  - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
  - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合  
この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
  - (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
  - ②新たに営業所を追加した場合  
この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「般 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等しようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。( )内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったもの)とみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったもの)とみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○支店等)一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○支店等)一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○支店等)一括」と記載すること。

【社会保険等加入義務一覧】○:加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 年金保険	雇用保険	適用除外となる保険
法人	1人～	○	○	—
	役員のみ等	○	—	雇用
個人事業所	5人～	○	○	—
	1人～4人	—	○	健康、年金
	1人親方等	—	—	雇用、健康、年金



## 営業所技術者等の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる）</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写</p> <p>※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>※ 技術者の要件が<b>実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、技術検定合格と実務経験、P.72～77のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1に加えて下記の①、②</b></p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写</li> <li>○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、又は、注文書等の写（期間分）（工事請書のみ提出は不可。また、注文者の押印のないものや担当者の押印のみの契約書・注文書等は不可。） 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分）</li> </ul> <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。）</li> <li>○ 実務経験を証明しようとする勤務先での厚生年金等加入期間を証明するもの（被保険者記録照会回答票等）</li> <li>○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分）</li> <li>○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分）</li> <li>○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分）</li> <li>○ 所属企業の雇用証明書の写し</li> </ul> <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P.79の確認資料参照</p>
更 新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか</p>

被保険者等記号・番号に  
マスキングをすること。

被保険者等記号・番号に  
マスキングをすること。

- (注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要  
ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
- (注2) 確認資料として令和6年12月以前に税務署へ提出した確定申告書を提出する場合は、收受日付印の押なつがあるものを提出してください。  
また、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。
- (注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。（工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。）  
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。

また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

(注4) 実務経験年数は、証明者が建設業許可を有している(いた)場合については、決算日までの期間の実績が対象となります。

(注5) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注6) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注7) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第2号イ又はロに規定される営業所技術者等として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する実務経験証明書(様式第九号)と、過去に作成し証明された営業所技術者等に関する実務経験証明書の記載内容が同一である場合、営業所技術者等については、上記「① 実務経験の内容が確認できるもの」及び「② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した実務経験証明書(様式第九号)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で営業所技術者等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

## 技術者の資格(指定学科)表

法第7条第2号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類(原本)を持参の上、御相談ください。

## 営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法 第 7 条 第 2 号	イ (指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験)	1	0 1 ※ 2
	ロ (実務経験 10 年以上)	4	0 2
	ハ (国家資格者及び大臣特認)	7	※ 1

(注) 「※ 1」は P.72~77 の資格表のうち「7」のもの。  
「※ 2」は P.72~77 を参照のこと。

特定建設業			建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法第 15 条第 2 号イ (国家資格者)			9	●
法第 15 条第 2 号ロ (指導監督的実務経験)	法第 7 条第 2 号	イ (指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験)	2	0 1
		ロ (実務経験 10 年以上)	5	0 2
		ハ (国家資格者及び大臣特認)	8	○
法第 15 条第 2 号ハ (大臣特認)		同号イと同等以上	3	0 3
		同号ロと同等以上	6	0 4

(注) 「●」は P.72~77 の資格表のうち「9」のもの。また、「○」は P.72~77 の資格表のうち「8」、「8※」及び「8。」のもの。

一般建設業許可の営業所技術者の要件の緩和 (令和 5 年 7 月 1 日)

1 級の第 1 次検定合格者を大学指定学科※ 3 卒業者と同等とみなし、

また、2 級の第 1 次検定合格者を高校指定学科※ 3 卒業者と同等とみなすこととする。

※ 3 指定学科とは、建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 1 条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

出向者についても規則第 7 条第 1 号に定める常勤役員等 (経營業務の管理責任者) 及び営業所技術者等にすることができます。その場合は、通常の常勤性の確認資料のほかに、次に挙げる確認資料も用意するようお願いいたします。

なお、原則として出向者を工事現場の配置技術者とすることはできません。

出向者の常勤性を確認するための追加資料

- ・ 出向契約書・覚書の写し (契約書等に出向者の氏名が記載されていない場合は出向命令書又は辞令)
- ・ 賃金相当分の負担先 (出向元又は出向先) が確認できるもの
- ・ 健康保険被保険者証の写し又は所属企業の雇用証明書の写し
- ・ 出向先の出勤簿の写し

# 【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

解体工事業に係る「7」及び「7〇」については平成28年度以降に合格した者、又は平成27年以前に合格して解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習を受講した者

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	1級建設機械施工管理技士	7				7								7															
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7								7															
13	1級土木施工管理技士	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1H	1級土木施工管理技士補			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
14	2級土木施工管理技士	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1J	2級土木施工管理技士補			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
15	2級土木施工管理技士	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1K	2級土木施工管理技士補			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
16	2級土木施工管理技士	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1L	2級土木施工管理技士補			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
2C	1級建築施工管理技士補			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
21	2級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
22	2級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
23	2級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
2D	2級建築施工管理技士補			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
27	1級電気工事施工管理技士								7												7								
2E	1級電気工事施工管理技士補																				7								
28	2級電気工事施工管理技士								7												7								
2F	2級電気工事施工管理技士補																				7								
29	1級管工事施工管理技士								7												7								
2G	1級管工事施工管理技士補																				7								
30	2級管工事施工管理技士								7												7								
3A	2級管工事施工管理技士補																				7								
31	1級電気通信工事施工管理技士																					7							
32	2級電気通信工事施工管理技士																					7							
33	1級造園施工管理技士																					7							
3D	1級造園施工管理技士補																					7							
34	2級造園施工管理技士																					7							
3E	2級造園施工管理技士補																					7							
37	1級建築士	7	7			7			7	7											7								
38	2級建築士	7	7			7			7	7											7								
39	木造建築士	7	7			7			7	7											7								
41	建設・総合技術監理（建設）	7				7			7					7	7								7						7
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7				7			7					7	7								7						7
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7			7																				
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）								7														7						
45	機械・総合技術監理（機械）																					7							
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								7													7							
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								7																				
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								7																				
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7																							
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																												
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																							
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								7																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								7																				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								7																				
55	第1種電気工事士								7																				
56	第2種電気工事士								7																				
58	電気主任技術者（第1種～第3種）								7																				
59	電気通信主任技術者																												
35	工事担任者																												
65	給水装置工事主任技術者								7																				
68	甲種 消防設備士																												7
69	乙種 消防設備士																												7

※ 解体工事の技術者資格要件について

- ・1級土木施工管理技士（コード13）
- ・2級土木施工管理技士（土木）（コード14）
- ・1級建築施工管理技士（コード20）
- ・2級建築施工管理技士（建築）（コード21）
- ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード22）

① 平成28年度以降の合格者は、その合格をもって解体工事業の資格も有する。

② 平成27年度以前の合格者が解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習を受講が必要。

- ・技術士（建設・総合技術監理「建設」）（コード41）
- ・技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」）（コード42）

解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習を受講が必要。

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																								7	
73	コンクリート圧送施工				7																									
66	ウェルポイント施工				7																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管（注1）・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7							7															
77	タイル張り・タイル張り工									7																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																				
80	石工・石材施工・石積み					7																								
81	鉄工（注2）・製罐										7																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																		
83	工場板金															7														
84	板金・建築板金・板金工（注4）					7										7														
85	板金・板金工・打出し板金															7														
86	かわらぶき・スレート施工					7																								
87	ガラス施工																7													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7												
89	建築塗装・建築塗装工																	7												
90	金属塗装・金属塗装工																	7												
91	噴霧塗装																	7												
67	路面標示施工																	7												
92	畳製作・畳工																			7										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
94	熱絶縁施工																					7								
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7			
96	造園																								7					
97	防水施工																		7											
98	さく井																										7			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
61	地すべり防止工事 【1年】					7																								7
40	基礎くい工事					7																								
62	建築設備士 【1年】							7	7																					
63	計装 【1年】							7	7																					
60	解体工事施工士																													7
36	登録電気工事基幹技能者							7														7								
	登録橋梁基幹技能者					7					7																			
	登録造園基幹技能者																								7					
	登録コンクリート圧送基幹技能者					7																								
	登録防水基幹技能者																						7							
	登録トンネル基幹技能者					7																								
	登録建設塗装基幹技能者																						7							
	登録左官基幹技能者					7																								
	登録機械土工基幹技能者					7																								
	登録海上起重基幹技能者																													7
	登録PC基幹技能者					7								7																
	登録鉄筋基幹技能者													7																
	登録圧接基幹技能者													7																
	登録型枠基幹技能者					7																								
	登録配管基幹技能者													7																
	登録髙・土工基幹技能者					7																								
	登録切断穿孔基幹技能者					7																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																						7							
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													7
	登録エクステリア基幹技能者					7	7					7																		
	登録建築板金基幹技能者																													7
	登録外壁仕上基幹技能者					7																								7
	登録ダクト基幹技能者													7																
	登録保温保冷基幹技能者																													7
	登録グラウト基幹技能者					7																								
	登録冷凍空調基幹技能者													7																
	登録運動施設基幹技能者					7									7															7
	登録基礎土工基幹技能者					7																								
	登録タイル張り基幹技能者														7															
	登録標識・路面標示基幹技能者					7																								
	登録消火設備基幹技能者																													7
	登録建築大工基幹技能者					7																								
	登録硝子工事基幹技能者																													7
	登録土工基幹技能者					7																								
	登録ALC基幹技能者														7															
	登録ウレタン断熱基幹技能者																													7
登録発破・破砕基幹技能者					7																									
登録解体基幹技能者																													7	
登録圧入土工基幹技能者					7																									
登録送電線工事基幹技能者					7								7																	
登録さく井基幹技能者																													7	
登録あと施工アンカー基幹技能者					7																									
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

**備考**  
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8\*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

解体工事業に係る「8j」、「8o」、「9j」及び「9o」については平成28年度以降に合格した者、又は平成27年以前に合格して解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習を受講

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3			3	3									3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6		6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9				9						9																	
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																							
	13	1級土木施工管理技士	9			8	8	9	9	8		8	9	8	9	9		9	8		8			8		8		9	8	9
	1H	1級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	14	2級土木施工管理技士				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	1J	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	15	2級土木施工管理技士				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	1K	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	16	2級土木施工管理技士				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	1L	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9		9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	8	9			9	8	8	8	8	9
	2C	1級建築施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	21	2級建築施工管理技士				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	22	2級建築施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	23	2級建築施工管理技士				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	2D	2級建築施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8		8		8	8	8
	27	1級電気工事施工管理技士								9												8								
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				8								
	28	2級電気工事施工管理技士																				8								
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				8								
29	1級管工事施工管理技士								9			8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	
2G	1級管工事施工管理技士補											8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	
30	2級管工事施工管理技士											8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	
3A	2級管工事施工管理技士補											8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	
31	1級電気通信工事施工管理技士																					9								
32	2級電気通信工事施工管理技士																					8								
33	1級造園施工管理技士				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	9	8	8	8	8	8	
3D	1級造園施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	
34	2級造園施工管理技士				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	
3E	2級造園施工管理技士補				8	8	8	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9									9										
	38	2級建築士				8				8										8										
	39	木造建築士				8																								
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9			9				9	9								9							9	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9			9			9	9	9									9						9	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9														9							
	45	機械・総合技術監理（機械）																					9							
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								9													9							
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																			9	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																		9	9	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9									9														9	
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																			9					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																												
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）												9														9		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											9															9	9	
電気工事士法	55	第1種電気工事士																												
	56	第2種電気工事士【3年】																												
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】																												
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																					8							
	35	工事担任者【3年】																					8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】																												
消防法	68	甲種消防設備士																										8		
	69	乙種消防設備士																										8		

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工			8																									
64	型枠施工			8	8																								
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																								
72	左官				8																								
57	とび・とび工					8																							8
73	コンクリート圧送施工					8																							
66	ウェルポイント施工					8																							
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																												
75	給排水衛生設備配管																												
76	配管（注1）・配管工																												
70	建築板金「ダクト板金作業」						8								8														
77	タイル張り・タイル張り工									8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8			8																			
80	石工・石材施工・石積み						8																						
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>																												
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											8																	
83	工場板金														8														
84	板金・建築板金・板金工（注4）						8								8														
85	板金・板金工・打出し板金														8														
86	かわらぶき・スレート施工						8																						
87	ガラス施工															8													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8											
89	建築塗装・建築塗装工																	8											
90	金属塗装・金属塗装工																	8											
91	噴霧塗装																	8											
67	路面標示施工																	8											
92	畳製作・畳工																			8									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8									
94	熱絶縁施工																				8								
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8			
96	造園																												
97	防水施工																		8										
98	さく井																									8			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。  
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。



# (18) 実務経験証明書〔様式第九号〕

(当該用紙下段の記載要領をご覧ください。)

## 〔指定建設業について〕

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められており、実務経験により特定建設業の許可を受けようとする者の特定営業所技術者になることはできません。(一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者に限られる。)

この様式は、実務経験により営業所技術者等又は主任技術者になる場合に必要です。  
(法第7条第2号イ又はロの該当者P.18参照)

実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

様式第九号 (第三条関係)

## 実 務 経 験 証 明 書

(用紙A4)

下記の者は、**造園** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(例)

宮城県知事許可(般-24)第5432号

宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3  
株式会社 大町造園

造園工事業 平成24年4月10日 許可日

証 明 者 代表取締役 大町 花子

被証明者との関係 社 員

記

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

被証明者が所属していた部課名等を記載する。所属が明確でない場合等は役職名を具体的に記載する。  
(例) 取締役  
○○部長  
○○課長等

使用人と証明者が異なる場合の理由を記載する。  
(例) 令和○年○月会社解散のため

令和○年○月○日事業主死亡のため等

証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。  
(例) 役員、社員、従業員

実際に雇用されていた期間を記載する。

実務経験年数は重複しないこと。

実務経験年数の合計を記載する。

技術者の氏名	馬場 仁	生年月日	S37.9.17	使用された期間	60年4月から 12年3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社 大町造園				
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
仙台東営業所	東仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 14件			元年 1月から 元年 12月まで	
〃	野山カントリークラブ芝張替工事 他 10件			2年 1月から 2年 12月まで	
〃	宮城県立図書館花壇植栽工事 他 12件			3年 1月から 3年 12月まで	
〃	海川カントリークラブ外構植栽工事 他 16件			4年 1月から 4年 12月まで	
〃	M邸造園工事 他 15件			5年 1月から 5年 12月まで	
〃	M邸 〃 他 13件			6年 1月から 6年 12月まで	
工事部管理課	台原森林公園植栽工事 他 14件			7年 1月から 7年 12月まで	
〃	西公園 〃 他 13件			8年 1月から 8年 12月まで	
〃	佐藤邸造園工事 他 18件			9年 1月から 9年 12月まで	
〃	南仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 11件			10年 1月から 10年 12月まで	
〃	宮城県庁植栽工事 他 13件			11年 1月から 11年 12月まで	
〃	西公園整備工事			12年 1月から 12年 3月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 11 年 3 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(注1)

正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(注2)

通年にわたってきれめなく建設工事が続く場合にはその年の代表工事の件名を記入し、その他の工事は「他○件」として、1年分を1行にまとめる。(実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。)





## (21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

法人の場合には、P.34「役員等の一覧表」〔別紙一〕に記載した役員全員について作成する。  
ただし、様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙を提出した者については、記載不要。

申請者が法人の場合

個人の場合

様式第十二号 (第四条関係)

(用紙A4)

許可申請者  $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  の住所、生年月日等に関する調書

常勤・非常勤の別を記載する。

申請時における  
職名を記載する。  
(例) 代表取締役  
取締役  
個人は事業主

現住所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏名	仙 台 五 郎	生年月日	5 3 5 年 5 月 2 2 日生
役名等	取締役(常勤)		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
上記の通り相違ありません。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
		氏 名	仙 台 五 郎

記載要領

- 「 $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第七号別紙又は様式第七号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第十三号)は省略し、建設業法施行令第3条使用人に関する内容も、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)に記載する。

### ◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。  
許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

- 【法第8条の欠格要件の主な例】※必ず法律で詳細を確認すること
- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
  - ※執行猶予が付された場合も該当
  - 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
  - 暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

[参考 登記されていないことの証明書]

登記されていないことの証明書

①氏名											
②生年月日	明治	大正	昭和	平成	西暦				年	月	日
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	または	<input type="checkbox"/>					
③住所	都道府県名				市区町村名						
					丁目 大字 地番						
④本籍	都道府県名				市区町村名						
					丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)						
<input type="checkbox"/> 国籍											

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和 年 月 日

東京法務局 登記官



[証明書番号]

[参考 身元（身分）証明書]

身元（身分）証明書

本 籍

氏 名

生年月日

- 1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
- 1 後見の登記の通知を受けていない。
- 1 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

年 月 日

市区町村長 氏 名

## (22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

P.80「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」〔様式第十一号〕に記載した者全員について作成する。  
ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の調書をもって、これに替えることができる。

P.81「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)」の記入例を参照のこと。

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A4)

### 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	宮城県栗原市築館藤木5-1		
氏 名	馬場 仁	生 年 月 日	S 37 年 9 月 17 日生
営 業 所 名	古川支店	所属する営業所の名称を記入する。	
職 名	古川支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
氏 名 馬場 仁			

記載要領 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

### ◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。

許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】※必ず法律で詳細を確認すること

○禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

※執行猶予が付された場合も該当

○刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

○暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

### 建設業法施行令第3条の使用人の確認資料

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し

## (23) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

許可申請者が法人である場合に作成する。

様式第十四号（第四条関係）

（用紙A4）

### 株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
仙 台 太 郎	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	500株
仙 台 喜 美	〃	100株
仙 台 円 香	宮城県石巻市中嶋町17-2	100株

株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株式会社にあつては、履歴事項証明書が発行済株式総数の100分の5以上を有する株主は、別紙一の「役員等の一覧表」に株主等として記載すること。  
(様式第十二号の提出も必要)

株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」と、その単位を必ず記載する。

#### 記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

【変更届が必要となる場合】総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（又は出資総額の100分の5以上を出資する者）として申請・届出をした方（以下「メンバー」とする。）に増減等の変更が生じた場合、それを法人が覚知してから30日以内に様式第22号の2に本調書等を添付して、役員等の変更があった旨を届け出ていただく必要があります。

ただし、保有株式数（出資額）に変動が生じた場合で、既に申請又は届出をしたメンバーに変更がなければ変更届は必要ありません。

(24) 財務諸表〔様式第十五号～様式第十九号〕

(当該用紙添付の記載要領を必ずご覧ください。)

<p style="text-align: center;">財 務 諸 表 ( 法 人 用 )</p> <p style="text-align: right;">←記載例 (P87-102)</p> <p>様式第十五号 貸借対照表 様式第十六号 損益計算書 完成工事原価報告書 様式第十七号 株主資本等変動計算書 様式第十七号の二 注記表</p> <p>事業年度 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">(</span> 自 令和 2 月 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日 )</p> <p>会社名 (株)仙台建設</p> <p style="text-align: right;">税込・税抜</p>	<p style="text-align: center;">財 務 諸 表 ( 個 人 用 )</p> <p style="text-align: right;">←記載例 (P.103-106)</p> <p>様式第十八号 貸借対照表 様式第十九号 損益計算書</p> <p style="text-align: center;">令和元年 12 月 31 日</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">建設業法で定める様式で作成する。 なお、記入の際は、千円未満は切り捨てで記入すること。</p> <p>商号又は名称 鈴木工務店</p> <p style="text-align: right;">税込・税抜</p>
--	---

様式第二号にあわせて税込か税抜を選択し、当てはまる方に丸を付す。  
経営事項審査を受ける場合は、税抜となる(免税事業者を除く)。

<開始貸借対照表> (新規設立で、決算期末到来の場合)

開 始 貸 借 対 照 表			
		株式会社あおば建設	
令和 2 年 4 月 1 日現在			
資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	千円 10,000	資 本 金	千円 10,000
合 計	千円 10,000	合 計	千円 10,000

## 貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(会社名) (株) 仙 台 建 設

## 資 産 の 部

I 流 動 資 産	千円
現金預金	205,486
受取手形	132,255
完成工事未収入金	81,287
有価証券	-----
未成工事支出金	385,933
材料貯蔵品	53,431
短期貸付金	-----
前払費用	-----
その他	21,301
貸倒引当金	△ 2,196
流動資産合計	877,500
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・各科目で発生した端数については千円未満を切り捨てて計上します。</p> <p>・その影響で、小項目の和が合計と一致しないこともあります。問題ありません。</p> </div>	
II 固 定 資 産	
(1) 有形固定資産	
建物・構築物	96,345
減価償却累計額	△ 29,434
機械・運搬具	105,099
減価償却累計額	△ 60,917
工具器具・備品	15,699
減価償却累計額	△ 10,191
土地	49,378
リース資産	-----
減価償却累計額	△ -----
建設仮勘定	-----
その他	-----
減価償却累計額	△ -----
有形固定資産合計	165,981
(2) 無形固定資産	
特許権	-----
借地権	-----
のれん	-----
リース資産	-----
その他	678
無形固定資産合計	678
(3) 投資その他の資産	

投資有価証券		3,102
関係会社株式・関係会社出資金		
長期貸付金		2,700
破産更生債権等		
長期前払費用		
繰延税金資産		
その他		19,495
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計		25,297
固定資産合計		191,957
Ⅲ 繰延資産		
創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		
繰延資産合計		
資産合計	負債純資産合計と一致する	1,069,457
	負債の部	

Ⅰ 流動負債		
支払手形		331,825
工事未払金		119,531
短期借入金		3,000
リース債務		
未払金		
未払費用		10,900
未払法人税等		13,500
未成工事受入金		
預り金		369,500
前受収益		2,319
.....引当金		
その他		706
流動負債合計	自社で定めている引当金の名称を.....に記載する	851,281

II 固定負債		
社債	.....	
長期借入金	.....	146,783
リース債務	.....	
繰延税金負債	.....	
〇× 引当金	.....	2,409
負ののれん	.....	
その他	.....	
固定負債合計	.....	149,193
負債合計	.....	1,000,474

自社で定めている引当金の  
名称を.....に記載する

純資産の部

I 株主資本		
(1) 資本金	.....	20,000
(2) 新株式申込証拠金	.....	
(3) 資本剰余金		
資本準備金	.....	
その他資本剰余金	.....	500
資本剰余金合計	.....	500
(4) 利益剰余金		
利益準備金	.....	
その他利益剰余金		
..... 準備金	.....	
..... 〇〇 積立金	.....	15,500
繰越利益剰余金	.....	32,982
利益剰余金合計	.....	48,482
(5) 自己株式	△.....	
(6) 自己株式申込証拠金	.....	
株主資本合計	.....	68,982
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金	.....	
(2) 繰延ヘッジ損益	.....	
(3) 土地再評価差額金	.....	
評価・換算差額等合計	.....	
III 新株予約権		
純資産合計	.....	68,982
負債純資産合計	.....	1,069,457

自社で定めている準備金・積立金の  
名称を.....に記載する

資産合計と一  
致する

## 記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を  
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万  
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記  
載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に  
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい  
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。  
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の  
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分  
の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関  
係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産  
に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資  
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目  
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」  
は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、  
無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」  
の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計  
上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延  
税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰  
延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控  
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース  
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する科目（「のれん」及び「リ  
ース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、  
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持株会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資  
金」を投資その他の投資の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は  
「負ののれん」として記載する。

- 19 持株会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」とし記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）  
 （用紙A4）

損 益 計 算 書

自 令和 2年 4月 1日  
 至 令和 3年 3月 31日

（会社名） （株）仙台建設

I 売 上 高  
 千円

完成工事高	1,436,523	
兼業事業売上高		1,436,523

II 売 上 原 価

完成工事原価	1,250,190	
兼業事業売上原価		1,250,190
売上総利益（売上総損失）		
完成工事総利益（完成工事総損失）	186,333	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）		186,333

III 販売費及び一般管理費

役員報酬	25,080	
従業員給料手当	52,716	
退職金	501	
法定福利費	3,253	
福利厚生費	4,060	
修繕維持費	575	
事務用品費	2,571	
通信交通費	7,321	
動力用水光熱費	688	
調査研究費		
広告宣伝費	2,745	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
交際費	8,978	
寄付金		
地代家賃	7,064	
減価償却費	7,091	
開発費償却		
租税公課	2,392	
保険料	1,264	
雑費	6,857	
営業利益（営業損失）		133,160
		53,172

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第三号）の合計の数字と一致する。

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致する。

IV 営業外収益

	受取利息及び配当金	5, 824	
	その他	1, 563	7, 387
V	営業外費用		
	支払利息	21, 181	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	その他		21, 181
	経常利益 (経常損失)		39, 378
VI	特別利益		
	前期損益修正益		
	その他	4, 550	4, 550
VII	特別損失		
	前期損益修正損		
	その他	10, 010	10, 010
	税引前当期純利益 (税引前当期純損失)		33, 918
	法人税、住民税及び事業税	13, 000	
	法人税等調整額		13, 000
	当期純利益 (当期純損失)		20, 918

## 記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当を認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。  
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完成工事原価報告書

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月31日

(会社名) (株) 仙 台 建 設 \_\_\_\_\_

千円

I 材 料 費	.....	3 5 0, 0 5 3
II 労 務 費	.....	1 4 6, 2 7 2
(うち労務外注費.....)		
III 外 注 費	.....	6 1 5, 0 9 3
IV 経 費	.....	1 3 8, 7 7 1
(うち人件費 .....6.6, 1.6.0)		
完成工事原価		<u>1, 2 5 0, 1 9 0</u>

損益計算書の完成工事原価  
と一致する。

株主資本等変動計算書

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月 31日

（会社名） 仙 台 建 設

前期の貸借対照表の各数値と一致する。

自社で定めている積立金の名称を記載する。

千円

― 九 六 ―	株主資本										評価・換算差額等					純資産 合計	
	資本金	新株式 申込証 拠金			資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本 本合計	自己 株式	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		新株 予約権
		資本 準備金	資本 剰余金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 剰余金		利益剰余 金	繰越 利益 剰余金	剰余金 合計							
当期末残高	20,000		500	500	500	15,000	14,064	29,064	△	49,564						49,564	
当期末変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益								△1,500		△1,500						△1,500	
自己株式の処分								20,918		20,918						20,918	
〇〇積立金の積立							500	△ 500									
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）																	
当期末変動額合計							500	32,982	48,482	△	19,418					19,418	
当期末残高	20,000		500	500	500	15,500	32,982	48,482	△	68,982						68,982	

当期の貸借対照表の各数値と一致する。

必要に応じ項目を追加する。

なお、株式会社で資本金が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債合計が200億円以上の場合、様式第十七号の三（附属明細表）の提出が必要となります。有価証券報告書提出会社は有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載する。

注 記 表

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

（会社名） （株）仙 台 建 設

注

会計監査人設置会社のみ記載。

- 1 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 

有価証券

ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定)

イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産 建物については定額法,その他の資産は定率法
    - ②無形固定資産 定額法
  - (3) 引当金の計上基準
 

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率,その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
  - (4) 収益及び費用の計上基準
 

工事収益の計上基準

工期2年かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準,その他の工事については工事完成基準を採用している。
  - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜方式
  - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
  - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
    - ①担保に供している資産の内容及びその金額
    - ②担保に係る債務の金額
  - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
  - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
  - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
  - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

自社で採用している評価方法等を記載する。

経営事項審査を受ける場合は免税事業者を除き必ず税抜方式

会計監査人設置会社のみ記載。

7・8は株式譲渡制限会社・有限会社・持分会社は記載不要

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

持分会社は記載不要

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 譲渡制限株式 ○○○株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 該当なし
- (3) 剰余金の配当

有限会社は出資  
1口を1株に読み替えて記載

平成26年11月15日 定時株主総会  
 ア 配当総額 ○○○○円  
 イ 一株あたりの配当額 ○○円  
 ウ 配当原資 利益剰余金  
 エ 基準日 平成26年9月30日  
 オ 効力発生日 平成26年12月10日

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

10～16 は株式譲渡制限会社・有限会社・持分会社は記載不要

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

会計監査人設置会社のみ記載

17-2 収益認識関係

18 その他 該当なし

### 記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれるものと判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、

ロに掲げる事項を除く。）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した

場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (1) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
  - ② 収益を理解するための基礎となる情報
  - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

貸 借 対 照 表  
令和元年12月31日現在

（商号又は名称） 宮城太郎工務店

資 産 の 部

I	流動資産	千円
	現金預金	11,147
	受取手形	247
	完成工事未収入金	2,927
	有価証券	400
	未成工事支出金	494
	材料貯蔵品	2,700
	その他	-----
	貸倒引当金	△-----
	流動資産合計	17,917
II	固定資産	
	建物・構築物	415
	機械・運搬具	11,115
	工具器具・備品	1,559
	土地	3,081
	建設仮勘定	-----
	破産更生債権等	-----
	その他	-----
	固定資産合計	16,172
	資産合計	34,090

負債純資産合計  
と一致する。



負 債 の 部

I	流動負債	
	支払手形	7,425
	工事未払金	724
	短期借入金	2,735
	未払金	-----
	未成工事受入金	419
	預り金	48
	-----引当金	-----
	その他	-----
	流動負債合計	11,353

II 固定負債

長期借入金	5,624
その他	-----
固定負債合計	<u>5,624</u>
負債合計	<u><u>16,978</u></u>

純資産の部

期首資本金	14,171
事業主借勘定	----- 471
事業主貸勘定	△----- 2,434
事業主利益	<u>4,903</u>
純資産合計	<u><u>17,111</u></u>
負債純資産合計	<u><u>34,090</u></u>

前期決算の純資産合計と一致する。

資産合計と一致する。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

「消費税込み」

経営事項審査を受けない場合は、会社の決算方式を記載する。  
経営事項審査を受ける場合は、免税事業者を除き必ず税抜きとなる。

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

損 益 計 算 書

自 令和 2 年 1 月 1 日  
至 令和 2 年 1 2 月 3 1 日

「直前3年の各事業年度における  
工事施工金額」(様式第三号)の  
合計の数字と一致する。

(商号又は名称) 宮 城 太 郎 工 務 店

建 設 業

兼 業 事 業

千円

I 完成工事高		63,582	7,250	70,832
II 完成工事原価				
材料費	17,636			
労務費	8,872			
(うち労務外注費_____)				
外注費	13,610			
経 費	14,442	54,562	6,223	60,785
完成工事総利益 (完成工事総損失)		9,020	1,027	10,047
III 販売費及び一般管理費				
従業員給料手当		1,110		
退職金		887		
法定福利費				
福利厚生費		279		
維持修繕費		470		
事務用品費		214		
通信交通費		52		
動力用水光熱費		147		
広告宣伝費		91		
交際費		801		
寄付金				
地代家賃		149		
減価償却費		210		
租税公課		424		
保険料		137		
雑 費		446		
営業利益 (営業損失)				5,422
IV 営業外収益				
受取利息及び配当金				
その他		279		279

兼業事業が総売上高の10分の1を超える場合は、(1)完成工事高、(2)完成工事原価及び完成工事総利益(完成工事総損失)を建設業及び兼業事業の別に合計の内訳も記入する。

V 営業外費用

支払利息

その他

事業主利益（事業主損失）

貸借対照表の純資産  
の部の「事業主利益」  
の額と一致する。

4,903

## (25) 営業の沿革〔様式第二十号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

事業(建設業以外の事業を含む)を開始した年月日を記入する。

様式第二十号(第四条関係)

(用紙A4)

### 営 業 の 沿 革

商号又は名称の変更、組織の変更等を記載する。

創業以後の沿革	S45年	4月	1日	創業
	S57年	10月	1日	資本金増資(資本金3,500万円)
	S60年	4月	1日	本店移転 仙台市青葉区本町3-8-1
	H6年	5月	1日	資本金増資(資本金6,000万円)
	H15年	4月	1日	(株)仙台建設に商号変更
	年	月	日	
	年	月	日	

最初の許可年月日、許可番号、許可業種、その後の業種追加、失効、廃業、許可換え、般特新規等の許可に関する履歴を記載する(更新については記載不要)。

建設業の登録及び許可の状況	H6年	9月	10日	宮城県知事許可(特-6) 第12345号(土、石、内、具)
	H11年	8月	25日	宮城県知事許可(般-11) 第12345号(園)
	H13年	10月	20日	一部廃業(石、具)
	H15年	2月	5日	宮城県知事許可(般-14) 第12345号 業種追加(は)
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

行政処分等についても記載する。該当ない場合は「なし」と記載する。

賞罰	年	月	日	なし
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## (26) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

未加入の場合は「なし」と記載する。

様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙A4)

### 所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 宮城県建設業協会	昭和 55 年 10 月 1 日
(例) 一般社団法人 宮城県建設専門工事業団体連合会	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
一般社団法人 宮城県造園建設業協会	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
一般社団法人 仙台建設業協会	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

記載要領

「団体の名称」の欄には、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

## (27) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の三〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

### 主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	七十七銀行 県庁支店	社の都信用金庫 中央支店	

#### 記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策政策投資銀行等について記載する
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
(例 ○○銀行○○支店)

### 第三編 許可後の注意事項について

#### 1 標識の掲示 -法第 40 条-

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

##### (1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
この店舗で営業 している建設業			

← 40 c m 以上 →

↑ 35 c m 以上 ↓

##### < 記載要領 >

- 1 「許可を受けた建設業」の欄は、許可を取得しているすべての業種を記載すること。
- 2 「この店舗で営業している建設業」の欄は、営業所技術者等を配置した営業所ごとの許可業種を記載する。

##### (2) 建設工場の現場に掲げる標識 (元請業者のみ)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
許可年月日			

← 35 c m 以上 →

↑ 25 c m 以上 ↓

##### < 記載要領 >

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任 (情報通信技術利用)」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任 (監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工場の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

## 2 変更届の提出 ー法第 11 条ー

### ○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第 50 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第 28 条第 1 項）を行うことがあります。

### ○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、営業所技術者等、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経營業務の管理責任者、営業所技術者等、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
2	営業所の名称・所在地・電話番号	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 （主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。）	116-117	
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）（電話番号の変更のみの場合は提出不要です。）	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料（電話番号の変更のみの場合は提出不要です。）	33	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② No.12（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人）の添付書類（②～⑥）	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
		※ No.15（営業所技術者等／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	80	
		※ No.15（営業所技術者等／削除）の届出も併せて行ってください。		
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		※ No.15（営業所技術者等／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		※ No.15（営業所技術者等／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。		
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	85	

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
8	氏名（改姓・改名） <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 役員の一覧表〔別紙1〕		
		③ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕※株主の変更がある場合のみ提出		
		④ 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。		
9	役員等	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
		② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
		③ 誓約書〔様式第六号〕	53	
		④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81	
		⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		⑥ 登記されていないことの証明書	82	
		⑦ 身元（身分）証明書	83	
		⑧ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出	85	
		※「100分の5以上の株主」及び「100分の5以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑧の提出が必要です。		
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
	代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
	10	支配人	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	
② 誓約書〔様式第六号〕			53	
③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕			80	
④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕			84	
⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）			—	
⑥ 登記されていないことの証明書			82	
⑦ 身元（身分）証明書			83	
退任		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
11	欠格要件に該当したとき	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	変更後 2週間 以内
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 誓約書〔様式第六号〕	53	
		③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
		④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間	
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人	⑤ 登記されていないことの証明書	82		
		⑥ 身元（身分）証明書	83		
		◎ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料 （注）令第3条の使用人が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	80		
13	経營業務の管理体制 （規則第7条1号イ該当の場合）	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55	
			④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
			◎ 経營業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等（経營業務の管理責任者）が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	56	
		削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
14	経營業務の管理体制 （規則第7条1号ロ該当の場合）	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 2週間 以内
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	62	
			④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕 ※変更する者についてのみ提出	63	
			⑤ 役員等の一覧表〔別紙1〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	34	
			◎ 経營業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	64	
		削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
15	営業所技術者等	変更・追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	38	
			④ 技術者の要件を証する書面 （1）一般建設業の場合（次のいずれか） ア 卒業証明書又は技術検定合格証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し （2）特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記（1）ア、イ、ウのいずれかと指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し		

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
15	営業所技術者等	変更・追加	◎ 営業所技術者等の確認資料(新規・追加部分) (注1) 営業所技術者等が改姓改名した場合は、上記②の「営業所技術者等の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。 同時に、上記②の「営業所技術者等の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	69	変更後 2週間 以内
			削除	<交替に伴う削除の場合>	
		① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕		116	
		② 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第八号〕		68	
		③ 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕		38	
		<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。			
		① 届出書〔様式第二十二号の三〕	122		
② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	38				
16	決算報告		① 変更届出書〔決算変更届表紙〕	124	事業年度 終了後 4か月 以内
			② 工事経歴書〔様式第二号〕	40-49	
			③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50-51	
			④ 財務諸表<法人の場合>	86	
			・貸借対照表〔様式第十五号〕	87-91	
			・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕	92-95	
			・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕	96	
			・注記表〔様式第十七号の二〕	97-102	
			・附属明細表〔様式第十七号の三〕(※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。)		
			財務諸表<個人の場合>	86	
			・貸借対照表〔様式第十八号〕	103-104	
			・損益計算書〔様式第十九号〕	105-106	
			⑤ 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合)	—	
			⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 (※納付額、納付済額が記載されているもの)	—	
	<変更のあった場合のみ添付するもの>				
	⑦ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66			
	⑧ 使用人数〔様式第四号〕	52			
	⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80			
	⑩ 定款(定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可)	—			

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
17	健康保険等の加入状況	① 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66	加入指導時に定められた提出期限又は変更後1ヶ月以内
		② 健康保険等の加入状況の確認資料	66	

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

## 提出部数

宮城県知事許可

正 本	+	写 し
1 部 P.111-114 の一覧表に記載した必要書類を綴ったもの		2 部（正本のコピーで可） 土木事務所提出分 1 部 本社控分 1 部

※行政書士が書類の作成を行った場合は、行政書士の職印が必要です。

詳しくは、P157 を御確認ください。

## 受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

(ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越してください)









## (2) 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第八号〕

（当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。）

P.68 の「営業所技術者等証明書（新規・変更）」の記入例を参照のこと。

### <参 考>

営業所技術者等証明書（新規・変更）等の作成具体例

#### ア 技術者の交代（追加・削除）

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 （現在の担当業種）	新たな営業所 技術者等 （今後の担当業種）	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名	
林 一郎 （土木・建築）	森 次郎 （土木・建築）	様式第八号	3	森 次郎	
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎 （土木・建築）	泉 三郎（土木） 森 次郎（建築）	様式第八号	3	泉 三郎	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎（土木） 森 次郎（建築）	泉 三郎 （土木・建築）	様式第八号	3	泉 三郎	
		様式第八号	4	林 一郎	森 次郎

#### イ 有資格区分の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等の有資格区分が変わった場合等。

現在証明されている 営業所技術者等 （有資格区分）	新たな営業所 技術者等 （有資格区分）	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名 （担当する業種）	
林 一郎 （14）	林 一郎 （13）	様式第八号	2	林 一郎	

ウ 担当業種の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等の担当業種に変更があった場合。

現在証明されている 営業所技術者等 (現在の担当業種)	新たな営業所 技術者等 (今後の担当業種)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名	
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	3	森 次郎	
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	林 一郎 (土木・建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	4	森 次郎	

エ 営業所のみの変更

担当業種等に変更はなく、営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更があった場合。

現在証明されている 営業所の技術者 (営業所の名称)	新たな営業所 技術者等 (営業所の名称)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名	
林 一郎 (大河原営業所) 森 次郎 (気仙沼営業所)	森 次郎 (大河原営業所) 林 一郎 (気仙沼営業所)	様式第八号	5	林 一郎	森 次郎



<参 考>

届出書〔様式第二十二号の三〕、営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の作成具体例

ア 本店以外の営業所を廃止する場合

（例）現在本店の他に大河原営業所を有している業者が、その営業所を廃止する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 (営業所の名称)	新たな営業所 技術者等 (営業所の名称)	提出する 書類の様 式	項 番 61	記載する 技術者氏名
林 一郎 (本店) 森 次郎 (大河原営業所)	林 一郎 (本店)	様式第二十二号の 三	—	森 次郎

※ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕で営業所の廃止の届も必要です。

イ 業種を一部廃業する場合

（例）現在土木一式工事業と建築一式工事業の許可を受けている業者が、そのうち土木一式工事業を廃業する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 (営業所の名称)	新たな営業所 技術者等 (営業所の名称)	提出する 書類の様 式	項 番 61	記載する 技術者氏名
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	森 次郎 (建築)	様式第二十二号の 三	—	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	森 次郎 (建築)	様式第八号	3	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎

※ 廃業届〔様式第二十二号の四〕で、一部廃業の届も必要です。

(4) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日  
 許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可 ( 般 - 1 ) 第 12345 号  
 宮城県知事 特  
 法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

13桁  
 国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。  
 ※個人事業主は記載不要

届出者 所在地 郵便番号 〒 980-8570  
 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
 商号又は名称 株式会社 仙台建設  
 代表者氏名 代表取締役 仙台太郎  
 電話 022(211)3116

東北地方整備局長  
 殿  
 宮城県知事

法人	必ず提出.....(1)(2)(3)(4)(9) 該当する場合のみ提出.....(5)(6) 変更があった場合のみ提出..(10)(11)(12)(13)
個人	必ず提出.....(1)(2)(3)(9) 変更があった場合のみ提出..(10)(11)(12)(13)

事業年度(第 44 期 令和 2 年 10 月 1 日から 令和 3 年 9 月 30 日 まで)が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)~(12)の事項については、該当するものを○で囲む。

(5):特例有限会社を除く株式会社の場合

(6):資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社の場合

- ① 工事経歴書
- ② 工事施工金額
- ③ 貸借対照表及び損益計算書
- ④ 株主資本等変動計算書及び注記表
- ⑤ 事業報告書
- ⑥ 附属明細表
- ⑦ 法人税納付済額証明書

(7)大臣許可で法人の場合

- (8) 所得税納付済額証明書
- ⑨ 事業税納付済額証明書
- (10) 使用人数
- (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
- (12) 定款
- (13) 健康保険等の加入状況

大臣許可で個人の場合

知事許可の場合

課税	免税
----	----

報告する事業年度における消費税の課税・免税の別について該当する方を○で囲む

経営事項審査受審予定	有	無
------------	---	---

(該当する方を○で囲む)

記載要領 経営事項審査とは、公共工事の入札に参加しようとする建設業者が、経営に関する客観的事項について受けるべき審査です。

- 1 「 国土交通大臣 」「 東北地方整備局長 」「 宮城県知事 」「 宮城県知事 」については、不要のものを消すこと。
- 2 (1) から (13) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。



## 4 訂正の届出

既に提出した書類について訂正がある場合には、訂正届出書を使用して差替書類を提出してください。正・副・控の3部を提出し、正本にのみ訂正前の様式に朱書き訂正したのもも添付してください。

### 訂 正 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日  
許可番号 国土交通大臣 許可 ( 般 - 1 ) 第 12345 号  
宮城県知事 特  
法人番号  
届出者 所在地 郵便番号 〒 980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
商号又は名称 株式会社 仙台建設  
代表者氏名 代表取締役 仙台太郎  
電話 022(211)3116

東北地方整備局長  
殿  
宮城県知事

先に提出した書類について下記のとおり訂正がありましたので届け出ます。

#### 記

届出事項	様式番号	訂正箇所	書類受付年月日
営業所の新設	第22号の2	営業所の名称	H31.4.15
役員の変更届	別紙1	役員〇〇の住所	R1.6.12
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第2号	土木工事業に計上した工事2件を とび・土工工事業に計上する	R1.7.19
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第3号	土木工事業及びとび・土工工事業 の施工金額	R1.7.19
事業年度も必ず記載する	訂正箇所が明確に分かるよう に記載する	受付印の押印された年月日	

注：差替書類を3部（正・副・控）を作成し訂正届出書に添付する。さらに正本の訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入したものを添付して提出すること。

## 5 建設業許可証明書

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.25 参照）へ申請してください。  
用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。

電子申請システムによる申請も可能です。申請フォームについては県HPを御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kyokago.html#a4>

証明手数料 → 証明書1通につき、600円です。

納入方法は、宮城県収入証紙による納入とキャッシュレス決済の2種類です。

キャッシュレス決済についての詳細は、県HPを御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>

(用紙A4)

### 建設業許可証明願

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和〇年〇月〇日

住 所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
 商号又は名称 株式会社 仙台建設  
 代表者役職名 代表取締役 仙台太郎

次のとおり許可されてあることを証明願います。

( 2 部)

許可年月日 令和 元年 8月 25日

許可番号 宮城県知事 許可 [ 般 - 1 ] 第 12345 号  
 特

県収入証紙貼付欄

願のとおり相違ないので別紙のとおり証明してよろしいか伺います。

審査	
浄書	
校合	
公印	
発送	担当者

建証第 号

## 6 建設業許可申請書の閲覧

宮城県知事許可を受けている建設業者の許可申請書の閲覧ができます。

### (1) 閲覧場所

事業管理課建設業閲覧室（宮城県庁行政庁舎 8 階北側）

### (2) 閲覧できる日時

月曜日～金曜日（9：00～11：30、13：00～16：30）

### (3) 閲覧休止日

○閉庁日（土・日・祝日及び年末年始）

○第 2 木曜日及び第 4 火曜日（祝休日にあたる場合はその直後の平日）

※書類整理等のために、臨時に閲覧休止となる場合があります。

※宮城県内に本店を有する大臣許可業者の書類の閲覧は、国土交通省東北地方整備局（〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 地方合同庁舎(B 棟)、[TEL:022-225-2171](tel:022-225-2171)(代表)) のみでの閲覧となりますので御注意願います。

## 7 建設業許可申請書類の写しの交付

建設業閲覧室において閲覧できる書類は、宮城県情報公開条例第 5 条第 1 項の規定に基づく開示請求により、申請書等の写しの交付を受けることができます。

下記担当窓口において手続をお願いします。

- ・ 県政情報センター（県庁行政庁舎地下 1 階） 電話：022-211-2263
- ・ 県政情報コーナー（各合同庁舎内）※仙台合同庁舎は除く。

## 第四編 建設業許可の認可申請について

### 1 建設業者の地位の承継について

#### (1) 概要—法第17条の2及び法第17条の3—

令和2年10月1日施行の建設業法の改正から、建設業許可に係る事業承継及び相続に関する規定が新設されました。

建設業者（建設業許可を受けている者）について、以下のいずれかにより建設業の全部を他の者が承継（譲渡・合併・分割・相続）する場合、所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

##### イ 事業譲渡（法第17条の2）

建設業者が許可に係る建設業の全部を譲渡する場合

（個人事業主が生前に行う事業承継、個人事業の法人化（いわゆる「法人成り」）、法人事業の個人化（いわゆる「個人成り」）も含まれます。）

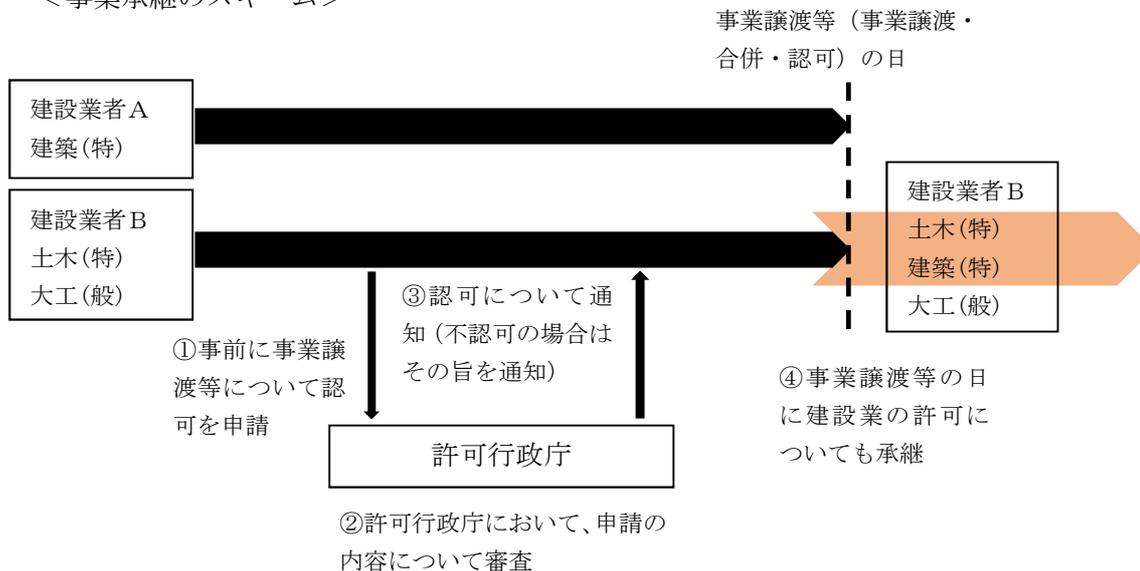
##### ロ 法人の合併（法第17条の2）

建設業者である法人が合併により消滅することとなる時、合併存続法人又は新設法人が建設業者としての地位を継承する場合

##### ハ 法人の分割（法第17条の2）

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合

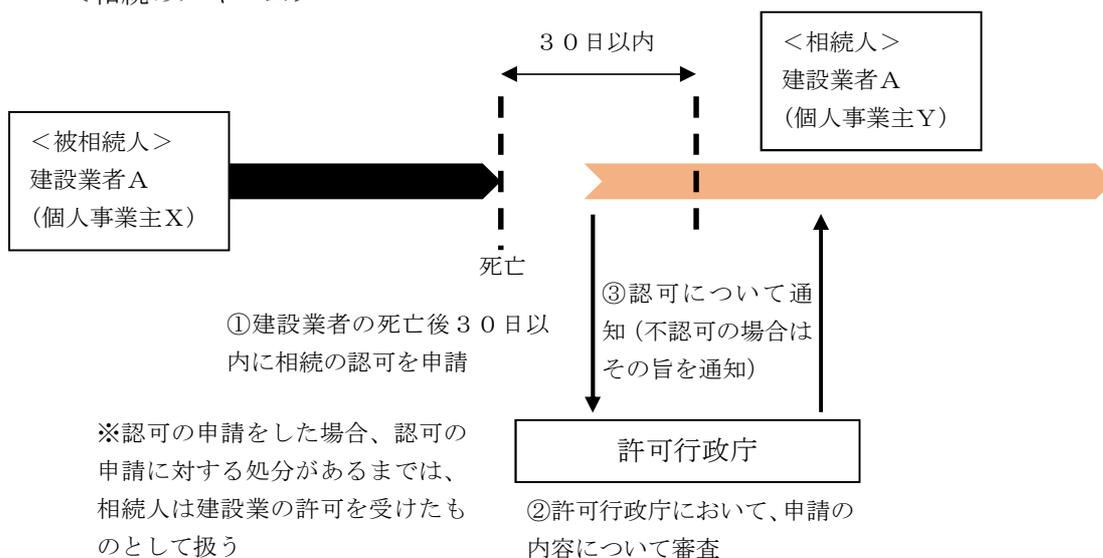
<事業承継のスキーム>



##### ニ 相続（法第17条の3）

建設業者が死亡した場合において、その相続人が建設業の全部を相続する場合（個人事業に限ります。）

## <相続のスキーム>



※従来のとおり新規の許可申請手続きにより許可を承継することも可能ですが、その場合新規申請手数料9万円が必要となります。

## (2) 承継の要件

承継の認可を受けるためには、以下の全てに該当していることが必要です。

### イ 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること

相続以外の承継(譲渡、合併、分割)は、あらかじめ認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。遅くとも、**承継の事実発生日の35日前までに申請を完了**させてください。書類に不足がある場合は受付できません。

相続については、**被相続人(許可を受けている事業主)の死亡後30日以内に申請**を行ってください。

**※承継日までに、承継元の建設業許可が失効した場合は、建設業者としての地位を承継することはできません(承継の認可を受けられません)ので、御注意願います。**

### ロ 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること

承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継させることはできません。

認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

### ハ 承継元が一般(特定)建設業の許可を受けている業種について、承継先が一般(一般)建設業の許可を受けていないこと

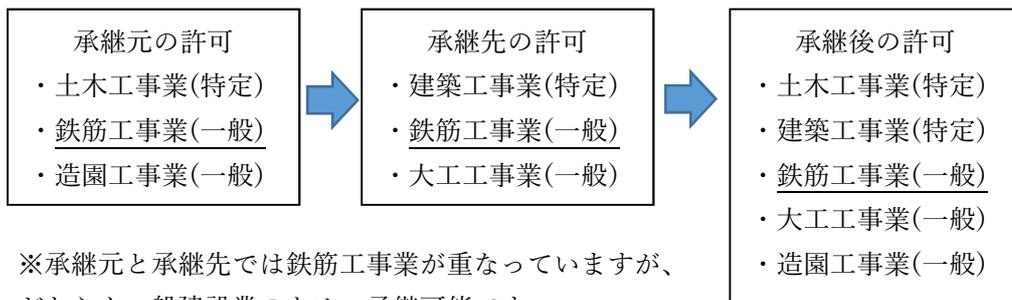
1つの事業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

## ニ 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たすこと

承継先は、承継後に有することになる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件（法第7条、法第8条及び第17条の規定を準用）を満たす必要があります。

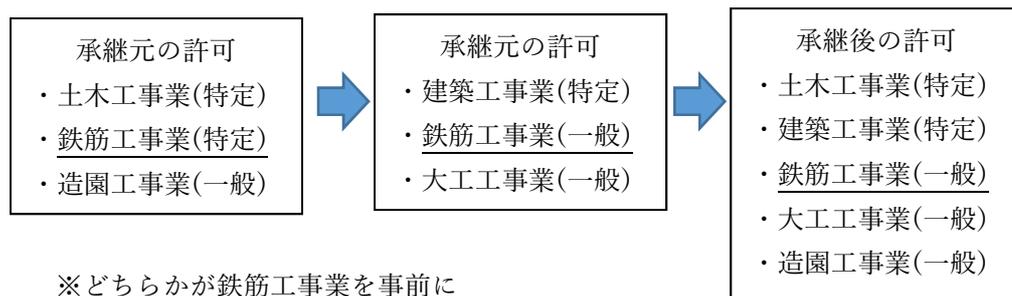
申請時点で承継先が建設業許可を受けていなくても、事業譲渡等によって承継元の役員や従業員が承継先に移ることで要件を満たすことになれば、承継は可能です。

(承継できる例)



※承継元と承継先では鉄筋工事業が重なっていますが、どちらも一般建設業のため、承継可能です。

(承継できない例)



※どちらかが鉄筋工事業を事前に廃業すれば、承継可能です。

## 2 認可申請手続

### (1) 申請手続

事前相談 → 申請書類提出・受付 → 審査 → 認可 → 通知書交付

※認可申請は各管轄土木事務所の窓口のみとなります。(電子申請システムによる申請はできません。)

#### 事前相談

認可申請を行おうとするときは、事前に管轄の土木事務所の窓口で御相談ください。事前相談なく認可申請をされた場合、不備の補正等に時間がかかり、承継の事実が発生するまでに認可ができないおそれがあります。

#### 申請書類提出

##### イ 提出場所

各管轄土木事務所（P. 25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照）

##### ロ 提出部数

正本一通

写し2通（正本のコピーで可）提出分1通、会社控分1通

※確認書類は正本及び会社控分の計2通に添付してください。

##### ハ 申請できる者

承継元（被相続人）及び承継先（相続人）の全てが宮城県知事許可、又は建設業を営む営業所が宮城県内のみにある者

※次のいずれかに該当する場合は、承継先の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局が申請先になりますので、手続きについてはそちらへ御確認ください。

- ・承継先が既に国土交通大臣許可を受けているとき
- ・承継先が既に宮城県以外の都道府県知事許可を受けているとき

##### ニ 申請手数料

認可申請において、手数料はかかりません。

#### 受付

申請内容が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると受理されます。

#### 認可

申請書受理後、審査を行い、基準を満たすと認可になります。

#### 通知書の交付

「認可通知書」は申請した窓口で交付します。なお、認可通知書は原則として承継先に通知します。

認可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。(手数料は600円/枚(宮城県収入証紙で納付))

## (2) 法人成りの場合の申請方法について

個人事業主が法人成りを行い、認可申請を行う場合は、事業譲渡による申請となります。申請には、個人事業主と法人が事業譲渡契約を締結する必要があります。

### 【承継までの流れ】

#### イ 法人設立（登記）

認可申請前に法人の設立を行ってください。なお、事業承継日までは個人事業主として活動を行うことを前提としておりますので、法人としての事業活動は行わないよう注意してください。又、社会保険等の資格取得日が事業承継日より前とならないよう注意してください。

#### ロ 事業譲渡契約の締結

個人事業主と法人代表者との間で事業譲渡契約を締結してください。なお、事業開始（予定）日は事業承継日とすること。

#### ハ 認可申請

(1) 申請手続に沿って申請を行ってください。

## (3) 承継の効果

#### イ 承継の対象

承継について認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継先は承継元の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

一方、法第45条から法第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して処罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

#### ロ 許可番号について

承継先が承継後に使用する許可番号は、原則として承継元のものを引き続き使用することとします。

承継先が宮城県知事許可業者である場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。一度選択した許可番号は変更できません。

#### ハ 認可後の許可の有効期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算します（法第17条の2第7項）。なお、承継日当日も、許可は有効です。

相続の場合は、認可日翌日から起算します。なお、認可日当日も許可は有効です。

このため、認可通知書記載の**有効期間は5年と1日**となります。

(例) 令和5年11月1日が承継日となる場合	
許可日	: 令和5年11月2日
許可の有効期間	: 令和5年11月1日～令和10年11月1日
更新申請の提出期限	: 令和10年10月2日
更新後の許可日	: 令和10年11月2日
更新後の有効期間	: 令和10年11月2日～令和15年11月1日

(4) 不認可について

申請が形式上の要件に適合しない場合は、相当の期間を定めて補正を求め、申請により求められた認可を拒否する場合があります。

申請が法令で定める基準、認可の審査基準に適合していない場合も、申請により求められた認可を拒否する場合があります。

### 3 認可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

#### (1) 認可申請書類等一覧

##### イ 譲渡・合併・分割

綴順	様式番号	提出書類	頁	譲渡		合併	分割	摘要
				法人	個人	法人	法人	
1	表紙	認可申請書	140	○	○	○	○	
2	第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	141	○	○	×	×	
3	第二十二号の七	合併認可申請書	146	×	×	○	×	合併消滅法人(合併により消滅する法人のうち、建設業許可を受けている法人)が複数ある場合、第二面はそれぞれの合併消滅法人ごとに作成する
4	第二十二号の八	分割認可申請書	150	×	×	×	○	
5	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	○	個人も必要
6	別紙二	営業所一覧表	35	○	○	○	○	
7	別紙三	営業所技術者等一覧表	38	○	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○	○	○	業種別に作成、実績なしでも添付。 分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○	○	○	分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
10	第四号	使用人数	52	○	○	○	○	
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	54	○	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	□	□	□	□	
18	第二十二号の六	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	☆	☆	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要 ただし、確認資料とともに譲渡日から2週間以内に提出すること
19	第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更) (注1)	68	☆	☆	☆	☆	
20		監理技術者資格者証	-	☆	☆	☆	☆	
21		卒業証明書	-	☆	☆	☆	☆	
22		資格証明書の写	-	☆	☆	☆	☆	
23	第九号	実務経歴証明書	78	☆	☆	☆	☆	
24	第十号	指導監督的実務経歴証明書	79	☆	☆	☆	☆	
25	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
26	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	81	○	○	○	○	監査役及び経營業務の管理責任者は作成不要
27		登記されていないことの証明書(注3)	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 経營業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
28		身元(身分)証明書(注3)	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
29	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
30		登記されていないことの証明書(注3)	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの
31		身元(身分)証明書(注3)	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要

32		定款	-	○	×	○	○	○	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
33	第十四号	株主（出資者）調書	85	○	×	○	○	○	法人のみ
34	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注4）	86- 102	○	×	○	○	○	新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表 合併存続法人が合併により設立される法人の場合は添付不要
35	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86、 103- 106	×	○	×	×	×	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
36		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	■	☆	■	■	■	発行後3か月以内のもの
37	第二十号	営業の沿革	107	○	○	■	■	■	
38	第二十号 の二	所属建設業者団体	108	○	○	■	■	■	該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本）	-	○	×	○	○	○	・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付 ・合併存続法人が合併により設立される法人である場合には添付不要 ・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		×	○	×	×		
40	第二十号 の三	主要取引金融機関名	109	○	○	○	○	○	
41		譲渡及び譲受けに関する契約書（写）	-	○	○				
42		事業承継（譲渡・合併・分割）に関する法人の意思の決定を証する書類（写） （株式会社の場合） 事業承継を承認した株主総会の議事録 （持株会社の場合） 事業承継に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書	-	○	×	○	○	○	（注5）
43		合併契約書（写）及び合併比率説明書	-				○		株主総会の承認をうけたもの（会社法により株主総会の承認が不要な場合を除く）
44		合併の方法及び条件が記載された書類	-				○		吸収合併・新設合併の別及び合併の条件（合併契約書又は合併計画書のとおりである場合はその旨）を記載
45		（吸収分割の場合） 分割契約書（写）及び分割比率説明書 （新設分割の場合） 分割計画書（写）及び分割比率説明書	-					○	株主総会の承認をうけたもの（会社法により株主総会の承認が不要な場合を除く）
46		分割の方法及び条件が記載された書類	-					○	吸収分割・新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載
47		委任状	-	☆	☆	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認 資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	□	□	□	□	□	
		営業所所在地の確認資料	33	○	○	○	○	○	
		財産的基礎の確認資料（注6）	21	○	○	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	56、 64	○	○	○	○	○	
		実務経験の確認資料	69、 78	☆	☆	☆	☆	☆	国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	□	□	□	□	□	

○印→必要とする書類

☆印→場合によっては必要な書類

□印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後2週間以内に提出する書類

■印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後30日以内に提出する書類

(注1) 営業所技術者等について

事業の承継に伴い事業承継日前に営業所技術者等の変更がある場合は、あらかじめ(認可申請と同時に可)様式第二十二号の二「変更届出書」により営業所技術者等の交代を届出する必要があります。P. 116を参照して変更届出書等を提出してください。

なお、事業承継日と同時に営業所技術者等の変更を行う場合は、変更届出書は提出せず、様式第八号「営業所技術者等証明書」や営業所技術者等の要件を証明する書類を提出していただきます。

(注2) No. 20~24について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で営業所技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

(注3) No. 27、No. 28、No. 30、No. 31「登記されていないことの証明書」及び「身元(身分)証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」(いずれも個人に限る)については、役員等の一覧表(別紙1)に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元(身分)証明書」の添付は不要です。

(注4) No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

(注5) 事業承継に関する法人の意思の決定を証する書類について

- ・ 事業譲渡：譲渡人が法人の場合、譲渡人に係るものも必要
- ・ 合併：以下の全ての法人に係るものが必要  
合併消滅法人、合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人、合併存続法人
- ・ 分割：以下の全ての法人に係るものが必要  
分割承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人

(注6) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について

【一般建設業許可の場合】

- ・ 認可申請前に更新をしたことがない場合、下記①又は②で確認します。
  - ・ 認可申請前に1回以上更新をしたことがある場合、下記①、②又は③で確認します。
- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」  
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP. 21を御覧ください。
- 【特定建設業許可の場合】  
P. 21を確認してください。

□ 相続

綴順	様式番号	提出書類	頁	個人	摘要
1	表紙	認可申請書	140	○	
2	第二十二号の十	相続認可申請書	154	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	34	○	
4	別紙二	営業所一覧表	35	○	
5	別紙三	営業所技術者等一覧表	38	○	
6	第二号	工事経歴書	40-49	○	業種別に作成、実績なしでも添付。
7	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	
8	第四号	使用人数	52	○	
9	第六号	誓約書	53	○	
10	第七号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	54	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
11	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	
12	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
13	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	
14	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	
15	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	□	
16	第二十二号の十一	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要
17	第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	68	☆	承継と同時に営業所技術者等が変更となる場合必要
18		監理技術者資格者証	-	☆	
19		卒業証明書	-	☆	
20		資格証明書の写	-	☆	
21	第九号	実務経験証明書	78	☆	
22	第十号	指導監督的実務経験証明書	79	☆	
23	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
24	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	81	○	監査役及び経營業務の管理責任者は作成不要
25		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの
26		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
28		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの
29		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
30	財務諸表表紙第十八号第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86、103-106	○	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
31		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	☆	発行後3か月以内のもの 支配人登記がされている場合に提出
32	第二十号	営業の沿革	107	■	
33	第二十号の二	所属建設業者団体	108	■	該当なしの場合も添付
		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○	決算期末到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		個人事業税	-	○	
34	第二十号の三	主要取引金融機関名	109	○	
35		戸籍謄本等	-	○	被相続人と申請者の続柄確認ができるもの 申請人以外の相続人の有無について確認できるもの

36	被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書	-	○	申請者以外に相続人がいる場合に必要 申請者以外の全ての相続人が住所及
37	委任状	-	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料	常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	□	
	営業所所在地の確認資料	33	○	
	財産的基礎の確認資料（注3）	21	○	
	適正な経営体制の確認資料	56、 64	○	
	実務経験の確認資料	69、 78	☆	国家資格の場合は不要
	保険加入状況の確認資料	66	□	

○印→必要とする書類

☆印→場合によっては必要な書類

□印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後2週間以内に提出する書類

■印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後30日以内に提出する書類

（注1）No.18～22について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で営業所技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No.25、No.26、No.28、No.29「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）確認資料「財産的基礎の確認資料」について

【一般建設業許可の場合】

- ・認可申請前に更新をしたことがない場合、下記①又は②で確認します。
  - ・認可申請前に1回以上更新をしたことがある場合、下記①、②又は③で確認します。
- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」  
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP.21を御覧ください。

【特定建設業許可の場合】

P.21を確認してください。

## 4 認可申請書記載例

### (1) 建設業認可申請書 (表紙)

# 建設業認可申請書

該当する申請区分に○をつける。

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

申請区分	
1	譲渡
2	分割
3	合併
4	相続

(特記事項)

・該当する数字を○で囲む

審査担当者	

記入しない。

認可年月日 ※ 令和 年 月 日

宮城県知事許可※ ( ) 第 号

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。  
 (例) (登記上) 〇〇市……  
 (事実上) 〇〇市……

9 8 0 0 - 8 5 7 0

般特	申請業種
<input checked="" type="checkbox"/>	土木工事業
<input type="checkbox"/>	建築工事業
<input type="checkbox"/>	大工工事業
<input type="checkbox"/>	左官工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	とび・土工事業
<input type="checkbox"/>	石工事業
<input type="checkbox"/>	屋根工事業
<input type="checkbox"/>	電気工事業
<input type="checkbox"/>	管工事業
<input type="checkbox"/>	タイル・れんが・ブロック工事業
<input type="checkbox"/>	鋼構造物工事業
<input type="checkbox"/>	鉄筋工事業
<input type="checkbox"/>	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	しゅんせつ工事業
<input type="checkbox"/>	板金工事業
<input type="checkbox"/>	ガラス工事業
<input type="checkbox"/>	塗装工事業
<input type="checkbox"/>	防水工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	内装仕上工事業
<input type="checkbox"/>	機械器具設置工事業
<input type="checkbox"/>	熱絶縁工事業
<input type="checkbox"/>	電気通信工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	造園工事業
<input type="checkbox"/>	さく井工事業
<input type="checkbox"/>	建具工事業
<input type="checkbox"/>	水道施設工事業
<input type="checkbox"/>	消防施設工事業
<input type="checkbox"/>	清掃施設工事業
<input type="checkbox"/>	解体工事業

申請する業種に○をつける。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人

申請者(譲受人、相続人等)の情報を記入する。

主たる営業所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話 022-211-3116

商号 又は名称 株式会社仙台建設

代表者 職氏名 代表取締役 仙台太郎

担当者・申請代理人

電話 ( )

※代理申請について  
 申請書の作成に行政書士が係っている場合、担当者・申請代理人欄に記名してください。  
 なお、代理申請の詳細については、P.157-158を御確認下さい。



(2) 譲渡及び譲受認可申請書 (様式第二十二号の五)  
 (当該様式の記載要領を必ずご覧ください。)

第2面

(用紙A4)

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡す建設業 19 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20  
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

商号又は名称のフリガナ 20 ミ ヤ キ ケ ン セ ツ  
23 25 30 35 40

商号又は名称 21 (株) 宮 城 建 設  
23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 22 ユ ズ リ ウ ケ ジ ロ ウ  
3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 23 譲 受 次 郎 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村 24 0 4 1 0 2 都道府県名 宮 城 県 市区町村名 仙 台 市 宮 城 野 区  
3 5 10 15 20

主たる営業所の所在地 25 幸 町  
23 25 30 35 40

郵便番号 26 9 8 3 - 0 8 3 6 電話番号 0 2 2 - 2 9 7 - 4 1 1 3  
3 5 6 10 15 20

ファックス番号 \_\_\_\_\_

法人又は個人の別 27 1 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 2 0 0 0 0 (千円) 法人番号 6 5 4 3 2 1  
3 4 5 10 13 15 20 25

兼業の有無 28 2 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 \_\_\_\_\_

許可番号 29 0 4 大臣コード 国土交通大臣 許可 (特) 0 4 第 8 8 8 8 8 号 許可年月日 令和 2 年 1 月 1 2 日  
3 5 10 11 13 15 16

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による。

連絡先 総務部 氏名 石 崎 花 子 電話番号 0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 1 6  
 所屬等  
 ファックス番号 0 2 2 - 2 1 1 - 3 2 9 2

譲渡人が有している許可業種を記入。記入した許可業種は全て項番07に含まれる。

項番20から28については、様式第一号(P.31)の項番06から14の記載要領を参照してください。

譲受人の許可番号及び許可年月日を記入。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

会社等の担当者の名前を記載する。

記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。  
知事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
  - 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
  - 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 

株	建設
有	建設

)
- | 種 類     | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 有 限 会 社 | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
  - 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
  - 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
  - 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 函 関 2□□1□□13□□のように記入すること。
  - 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03□□5253□□8111のように記入すること。
  - 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
  - 18 18又は29のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣  
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する知事」  
コードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 19「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

### (3) 誓約書 (様式第二十二号の六)

様式第二十二号の六 (第十三条の二関係)

(用紙A4)

## 誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者 **宮城県仙台市本町3-8-1**  
**株式会社 仙台建設**  
**代表取締役 譲受太郎**

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

**宮 城 県** 知事 殿

#### 記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

様式第七号の三を申請時に提出した時は  
本様式の提出は不要





記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。  
知事」 知事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□ 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工業 □□のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株) A建設 □  
B建設 (有) □)

種 類	略 号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 1 1又は2 2 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 1 2又は2 3 「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 1 3 「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は2 4 「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 1 4 「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は2 5 「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については—（ハイフン）を用いて、例えば震 が 関 2 — 1 — 1 3 □のように記入すること。
- 16 1 5又は2 6のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ—（ハイフン）で区切り、例えば0 3 — 5 2 5 3 — 8 1 1 1 のように記入すること。
- 17 1 6又は2 7のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「大臣  
知事」  
「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 19「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

(5) 分割認可申請書 (様式第二十二号の八)  
(当該様式の記載要領を必ずご覧ください。)

第1面

様式第二十二号の八 (第十三条の二関係)

分割認可申請書  
(第1面)

(用紙A4)  
001121

この申請書により、分割の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。  
(例) (登記上) ○○市  
.....

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に3段書きで記名する。  
※この場合、行政書士法施行規則第9条の規定により、行政書士の職印が必要です。

枠内は記入しないこと。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人

3社以上の分割の場合も、申請者欄に全ての者を記入すること。

分割を行う年月日を記入

※閲覧可能な範囲で記入すること

分割被承継法人又は分割承継法人の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。

分割後に営業しようとする業種を全て記入  
※項番08と19をあわせた業種と必ず一致する。

該当する業種のコラムに一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

分割承継法人が、申請日時点で有している許可業種を記入。

項番09から17については、様式第一号(P.31)の項番06から14の記載要領を参照してください。

地方整備局長  
北海道開発局長  
宮城県 知事 殿

申請者  
 仙台市青葉区本町○○  
 株式会社 分割 建設  
 代表取締役 分割 太郎  
 大崎市古川○○  
 株式会社 被分割 建設  
 代表取締役 分割 次郎

令和 年 月 日

行政庁側記入欄

大臣 コード  
知事

許可番号 001  
 国土交通大臣  
知事

認可申請年月日 02  
 令和 年 月 日

分割年月日 03  
 令和 年 月 日

分割の理由 04

分割の価格 05 ○○ 円

大臣 コード  
知事

引き続き使用する  
許可番号 06 04  
 国土交通大臣  
知事 許可 (一般 04) 第 55555555 号

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 07  
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 助 副 工 務 取 扱 以 降 地 産 業 業 種 等 小 項 目 群 (1.一般 2.特定)

認 可 申 請 時 に お い て 許 可 を 受 け て い る 建 設 業 08  
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 助 副 工 務 取 扱 以 降 地 産 業 業 種 等 小 項 目 群 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09  
 ブ ン カ ッ ケ ン セ ッ

商号又は名称 10  
 (株) 分 割 建 設

代表者の氏名フリガナ 11  
 ブ ン カ ッ タ ロ ウ

代 表 者 名 氏 12  
 分 割 太 郎

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13  
 04101 都道府県名 宮城県 市区町村名 仙台市青葉区

分割後の主たる営業所の所在地 14  
 本 町 ○ ○

郵便番号 15 980-8510 電話番号 10 22-211-3116

ファックス番号 022-211-3292

資本金額等 16  
 資本金額又は出資総額 35000 (千円) 法人番号 123456

(3) 分割認可申請書 (様式第二十二号の八)  
(当該様式の記載要領を必ずご覧ください。)

第2面

(第2面)

(用紙A4)

兼業の有無  1  7  1 (1.有 2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 製造業

大臣コード 知事 04 許可年月日 令和 11 年 11 月 11 日

許可番号  1  8  0  4 ~~国土交通大臣~~ 許可 (特 04) 第 555555 号

**<分割被承継法人に関する事項>**

認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業  1  9 1 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ  2  0 ヒ ブ ン カ ツ ケ ン セ ツ

商号又は名称  2  1 (株) 被 分 割 建 設

代表者の氏名  2  2 ブ ン カ ツ ジ ロ ウ

代表者の氏名  2  3 分 割 次 郎

主たる営業所の所在地市区町村コード  2  4 0 4 2 1 5 都道府県名 宮城県 市区町村名 大崎市

主たる営業所の所在地  2  5 古 川 〇 〇

郵便番号  2  6 9 8 9 - 6 1 1 7 電話番号 0 2 2 9 - 9 7 1 - 0 7 3 1 1

ファックス番号 0 2 2 9 - 2 2 - 5 2 6 0

資本金額等  2  7 資本金額又は出資総額 2 0 0 0 0 (千円) 法人番号 2 2 3 3 4 4

兼業の有無  2  8  2 (1.有 2.無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 知事 04 許可年月日 令和 11 年 11 月 11 日

許可番号  2  9  0  4 ~~国土交通大臣~~ 許可 (特 04) 第 444444 号

分割被承継法人が、許可業者である場合、その許可番号及び許可年月日を記入。  
(許可を有していない場合は空欄)

分割被承継法人が有している許可業種を記入。記入した許可業種は全て項番07に含まれる。

項番20から28については、様式第一号(P.31)の項番06から14の記載要領を参照してください。

分割被承継法人の許可番号及び許可年月日を記入。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

会社等の担当者の名前を記載する。

分割被承継法人が複数ある場合は、<分割被承継法人に関する事項>について、分割被承継法人ごとに記入すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長 知事」、 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。 知事」 知事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□ 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工業 □□のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株) A建設 □  
B建設 (有) □)

種 類	略 号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 1 1又は2 2 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 13 1 2又は2 3 「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 1 3 「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は2 4 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 1 4 「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は2 5 「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については—（ハイフン）を用いて、例えば 震 区 2 — 1 — 1 3 □のように記入すること。
- 16 1 5又は2 6のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ—（ハイフン）で区切り、例えば0 3 — 5 2 5 3 — 8 1 1 1 □のように記入すること。
- 17 1 6又は2 7のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「大臣 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する「許可番号」の欄の 知事 」 コードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに

数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19   「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。







## 建設業許可申請等における行政書士の代理申請について

令和 5 年 1 月  
宮城県土木部事業管理課

建設業許可申請等において、行政書士法に基づく行政書士の代理申請については、下記のとおり取扱いますので御承知願います。

### 記

#### 1 委任状の持参

- ① 委任状は各申請・届出ごとに作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から3か月以内のものとする。
- ② 委任の範囲は具体的に記載すること。
- ③ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。
- ④ 委任状は窓口での提示ではなく提出すること。  
※原本の返却を希望する場合は、原本を提示の上、写しを提出すること。

#### 2 申請者の記載

- ① 申請者、届出者の欄は、行政書士の記名押印で可とする。その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）は必ず記載すること（押印は不要）。
- ② 申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

#### 3 建設業許可申請に係る予約の場合

代理人（行政書士、行政書士法人等）が予約による建設業許可申請をする場合は、複数の申請を行うときも、申請1件（1社）ごとに予約が必要です。

同一代理人が同一日に同一土木事務所において複数業者の予約による許可申請を行う場合は、審査日1日につき3件（3社分）を限度とします。

また、予約開始日には多くの予約電話等が見込まれることから、予約開始日のみ同一代理人が同一土木事務所に予約できる件数は、6件（6社分）までを限度とします。なお、予約開始日の翌日以降は、予約件数の制限はありません（上記の審査日1日につき3件（3社分）の制限はあり）。

#### 4 経営規模等評価結果通知書等の発送

代理人が経営規模等評価結果通知書等の受領を委任されている場合には、当該代理人あてに送付しますので、申請時に返信用封筒（代理人の宛名及び裏面に申請者名及び許可番号を記載）を添付すること。

#### 5 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名のみ記名し、書類の作成も行った場合は行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書の欄外に書類作成者として行政書士名を記名して押印すること。この場合は委任状の提出を要しないが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ない。



(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

区分	縦じる順序 (許可申請時)	様式番号	申請書及び添付書類	許可申請							
				1 新規	2 許可 換え 新規	3 般・ 特新 規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般・ 特新 規 + 業 種 追 加	7 般・ 特新 規 + 更 新	8 業 種 追 加 + 更 新
提出書類	1		表紙(建設業許可申請書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2	様式第一号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	3	" 別紙一	役員等の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4	" 別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	5	" 別紙二(2)	営業所一覧表(更新)					◎			◎
	6	" 別紙三	収入証紙貼付用紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	7	" 別紙四	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	8	様式第二号	工事経歴書	◎		◎	◎		◎	◎	◎
	9	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎		◎	◎		◎	◎	◎
	10	様式第四号	使用人数	◎		◎	◎		◎	◎	◎
	11	様式第六号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	12	様式第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13	" 別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	14	様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	15	" 別紙一	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	16	" 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	17	様式第七号の三	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	18	様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
	19		監理技術者資格者証								
	20		営業所技術者等の卒業証明書								
	21		営業所技術者等に係る資格証明書								
	22	様式第九号	営業所技術者等の実務経歴証明書	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
	23	様式第十号	指導監督的実務経歴証明書								
	24	様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	25	様式第十二号(注1)	許可申請者(法人の役員等全員・本人・法定代理人・法定代理人の役員等全員)の住所、生年月日等に関する調査	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	26		許可申請者の登記されていないことの証明書								
	27		許可申請者の身元(身分)証明書								
	28	様式第十三号	建設業法施行令第3条の使用人の住所、生年月日等に関する調査								
	29		令3条の使用人の登記されていないことの証明書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	30		令3条の使用人の身元(身分)証明書								
	31		定款(法人のみ)	◎	◎			△		△	△
	32	様式第十四号	株主(出資者)調書(法人のみ)	◎	◎			△		△	△
	33	様式第十五~十七号の三(注3)	法人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・注記表・附属明細表)	◎	◎						
	34	様式第十八~十九号	個人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	◎	◎						
	35		登記事項証明書	◎	◎			◎		△	△
	36	様式第二十号	営業の沿革	◎	◎			◎		◎	◎
	37	様式第二十号の二	所属建設業者団体	◎	◎			△		△	△
	38		納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	◎	◎						
	39	様式第二十号の三	主要取引金融機関名	◎	◎			△		△	△
		既に受けている建設業の許可通知書		◎							
	様式第二十二号の二(第一面)	変更届出書									
	様式第二十二号の二(第二面)	変更届出書									
	様式第二十二号の三	届出書									
	様式第二十二号の四	廃業届									
		変更届出書(決算報告・定款変更等)									
		事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合)									
		委任状(代理申請の場合)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
確認資料		常勤性の確認(常勤役員等・営業所技術者等・令3条の使用人)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		営業所所在地の確認	◎	◎							
		財産的基礎の確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		適正な経営体制の確認	◎	◎	☆	☆		☆	☆	☆	
		実務経歴の確認	◎	◎	☆	☆		☆	☆	☆	
	保険加入状況の確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

◎印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類

注1 常勤役員等は提出不要

注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」

※取締役ではない顧問・相談役・100分の5以上の株主・出資者については、提出不要

注3 附属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する

注4 副本への確認資料の添付は不要

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

9	変 更														廃業							
	適正な経営体制	常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名	営業所技術者等	営業所技術者等の氏名	令第3条に規定する使用人	経管・専技を欠いたとき	欠格要件該当	商号又は名称	営業所の名称・所在地	営業所の業種	営業所の新設	資本金	法人の役員	個人事業主・支配人	決算報告	使用人数	令第3条に規定する使用人の一覧表	定款	電話・郵便番号	一部廃業	全部廃業	
◎																						
◎																						
◎	△	△										◎										
◎																						
◎																						
◎																						
◎			◎	◎											◎							
◎															◎	◎						
◎	△	△			◎						◎	◎	◎									
◎	△	△																				
◎	△	△																				
◎	△	△																				
◎	△	△																				
◎	△																					
◎			◎	◎							☆	◎										☆
◎			◎								☆	◎										
☆					◎						◎											
◎													◎	◎								
☆					◎						◎											
△																						
△												△	△									
△																						
◎											◎	◎	◎	◎								
◎																						
△																						
△																						
	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	△	
									◎	◎	◎										△	
	☆		☆			◎	◎			☆											☆	
						☆	☆														◎	◎
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
◎	◎		◎		◎					☆	◎											
◎									◎		◎											
☆	◎																					
☆			☆							☆	☆											
◎																						

## 【申請に関するお問い合わせ先】

申請・手続きに関するお問い合わせは下表の所管土木事務所までお願いします。

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号 FAX 番号
白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎 3 階)	0224-53-3135 0224-53-8090
仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113 022-297-4119
大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎 5 階)	0229-91-0731 0229-22-5260
石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎 5 階)	0225-98-3157 0225-94-6125
気仙沼市、本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 (気仙沼合同庁舎 4 階)	0226-22-2622 0226-24-3183

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎8F

TEL : (022)211-3116 FAX : (022)211-3292

ホームページアドレス : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>

E-mail : [d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp](mailto:d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp)